

平成 28 年度

～

令和 2 年度

過疎地域自立促進計画

長崎県南松浦郡

新上五島町

目 次

1	基本的な事項	1
(1)	町の概況	1
①	自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件の概要	1
ア	自然的条件	1
イ	歴史的条件	1
ウ	社会的条件	1
②	本町における過疎の状況	2
(2)	人口及び産業の推移と動向	2
①	人口の推移と動向	2
(3)	行財政の状況	6
①	行政の状況	6
②	財政の状況	7
③	施設整備の状況	7
(4)	過疎地域自立促進の基本的な方向	10
①	産業の振興	10
②	交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	11
③	生活環境の整備	11
④	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	11
⑤	医療の確保	12
⑥	教育の振興	12
⑦	地域文化の振興等	12
⑧	集落の整備	12
(5)	計画期間	12
2	産業の振興	13
(1)	農林水産業の振興	13
①	農 業	13
②	林 業	13
③	畜産業	14
④	水産業	14
(2)	地場産業の振興と企業誘致対策	16

(3) 商業の振興	17
(4) 観光レクリエーションの振興	17
(5) 創業・起業及び新規分野進出の促進	18
事業計画	19
3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	25
(1) 国道、県道及び市町村道の整備	25
(2) 交通確保対策	25
① 陸上交通	25
② 海上交通	25
(3) 情報化の推進	26
(4) 自主的な地域づくりの推進	27
事業計画	28
4 生活環境の整備	32
(1) 水道、污水处理施設等の整備	32
①水道施設等の整備	32
②污水处理施設の整備	33
③一般廃棄物処理施設等の整備	33
(2) 消防・救急施設・防災体制の整備	34
(3) 住環境の整備	34
事業計画	36
5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	38
(1) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	38
(2) 児童・障害者等の保健・福祉の向上及び増進を図るための対策	40
① 次世代育成支援及び子ども・子育て支援対策に基づく施策の推進	40
② 障害者基本計画に基づく施策の推進	41
事業計画	42

6 医療の確保	43
(1) 緊急医療体制の整備	43
(2) 医師の確保及び特定診療科に係る医療確保対策	43
(3) 健康増進対策	44
事業計画	45
7 教育の振興	47
(1) 学校教育の充実	47
① 幼児教育	47
② 義務教育	47
(2) 公立小中学校の統合整備等教育施設の整備	48
(3) 社会教育の充実及び生涯学習の振興	49
(4) 地域スポーツ活動の推進	50
事業計画	52
8 地域文化の振興等	53
(1) 文化芸術による地域振興策	53
①文化に触れ、参加するまちづくりの推進	53
②文化財の保存・活用	53
事業計画	54
9 集落の整備	54
(1) 集落の維持・活性化	54
事業計画	56
過疎地域自立促進特別事業分	57

新上五島町 過疎地域自立促進計画

1 基本的な事項

(1) 町の概況

① 自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件の概要

ア 自然的条件

長崎県の西方、五島列島の北部に位置し、中通島と若松島を主体とした7つの有人島と60の無人島から構成されており、北は海上約600mを隔てて北松浦郡小値賀町野崎島と接し、南は海上約900mを隔てて五島市奈留島と接しています。九州本土には長崎港まで約77km、佐世保港まで約60kmを隔てています。人口は20,582人（平成27年11月末、住民基本台帳人口）、面積は213.94km²になります。

地形は、極めて複雑で、山から急勾配で海に面しているため平坦地が少なく、入江毎に散在集落が多く、また、大きな河川がないため水資源に恵まれていません。海岸線は変化に富んでおり、海と山が織りなす美しい自然景観は、西海国立公園に指定されています。

気候は、対馬暖流の影響を受けて温暖な海洋性気候ですが、台風の常襲地域で年間降水量は比較的多くなっています。

イ 歴史的条件

島内で縄文時代から弥生時代にかけての遺跡が発見されており、この時代から人が住んでいたと思われます。

東シナ海を隔てて中国大陆と接しており、奈良・平安時代には、遣唐使船の日本最後の寄港地となるなど、大陸交流の拠点でした。また、江戸時代には、キリシタンが新天地を求めて移住した地でもあります。このような歴史の中で、地域内には教会や寺社をはじめとして多くの歴史的、文化的遺産が遺されています。更には、様々な郷土芸能や伝統行事等が継承され、独特の地域文化を形成しています。

平成16年8月1日、若松町、上五島町、新魚目町、有川町、奈良尾町5町が合併し、新上五島町が誕生しました。

ウ 社会的条件

九州本土との交通は、長崎港へは奈良尾港から所要時間1時間15分のジェットfoilが3便、所要時間2時間30分のフェリーが2便、鯛ノ浦港から所要時間1時間40分の高速船が3便就航しています。また、佐世保港へは有川港から所要時間1時間20分の高速船が2便、所要時間1時間40分の高速船が1便就航しているほか、所要時間2時間30分のフェリーが2便、所要時間2時間35分のフェリーが2便就航しています。さらに、博多港へは青方港から所要時間5時間40分のフェリーが1便就航し、高速化による時間の短縮や増便により利便性も増していますが、高速旅客船運賃の低廉化やサービス改善等の問題も残っています。

航空路については、利用者の伸び悩みや就航率の悪化などの要因により平成18年4月に長崎～上五島線が廃止されました。

しかし、現在も急患輸送訓練等にも利用されていることから、引き続き県営空港として運用を続けています。今後も有効な利活用策を検討する必要があります。

島内の交通は民間のバス会社によって主要地区を結び運行されていますが、近年は自家用車が広く普及しているため、路線バスの利用率が著しく低下し採算面で厳しい状況にあります。高齢者や通学児童・生徒には重要な交通手段となっているので、今後、新上五島町交通体系再編計画に則って運行路線の見直しや新路線の開設など陸上公共交通の維持改善に努めていきます。

町の産業基盤は半農半漁の形態をとってきましたが、恵まれない地理的条件から農業のほとんどが自家消費にとどまっています。漁業は紀州から導入された定置網や沿岸捕鯨及びまき網漁業などで隆盛を極めた時代もありましたが、資源の枯渇や海洋環境の変化により、漁業者は厳しい漁業環境の下で苦しんでいます。

② 本町における過疎の状況

本町の経済基盤を支える漁業の不振に公共事業の縮減も重なり、島における就業人口は減少の一途をたどっており、若年層の多くは都会に就労の場を求めたり、生活水準の向上を求めたりするなどの理由で人口流出が続いています。

また、進学率の高まりと都市部への憧憬もあって高等学校卒業と同時にほとんどの卒業生が島外流出するパターンが定着しており、合併後の島内における雇用状況も急激に悪化しているため一度流出した若年労働者のUターンの動きは少なく、若年層の減少傾向が以前に増して強くなっています。これまでも移住・交流や定住促進のための各種施策に取り組んできたものの、人口減少に歯止めを掛けることができない厳しい状況が続いており、過疎化に加え高齢化や少子化が進む中で、集落の維持・存続も危ぶまれています。

これまでに過疎地域の格差解消のために簡易水道や道路、漁港などハード面の整備については一定の成果をあげてきましたが、下水道等の污水处理施設や情報通信網等の整備については非過疎地域との格差が解消されていません。

(2) 人口及び産業の推移と動向

① 人口の推移と動向

国勢調査結果から人口動態を見ると昭和35年の56,784人をピークに年々減少が続く、平成22年には22,074人と、この50年間で3万人以上減少しています。この中でも顕著なのが0才から14才の年少人口で、昭和35年の23,696人に対して平成22年には2,743人となっており、昭和35年を100とすると平成22年ではその11.6%にまで激減しています。

一方、65歳以上の高齢者人口は、昭和35年の3,230人に対して平成22年には7,382人と倍以上に増えています。この結果高齢者比率は5.7%から33.4%へと激増しており、急速な高齢化が進行しています。少子化や高齢化の

問題については様々な対策を講じてきましたが、現状としては大変厳しい状況にあります。

産業別人口の動態を見ると、就業者総数は昭和35年に24,690人であったのが平成22年には8,651人と、35%以下に減少しています。この中にあって、第1次、第2次、第3次産業の比率はそれぞれ、昭和35年が7：1：2、昭和55年には4：2：4、平成22年には1：2：7へと変化しています。これは、不振を極める農林水産業から商業、サービス業などの第3次産業に経済の中心が移りつつあり、産業構造の転換が進んでいることがうかがえます。

第1次産業では水産業、第2次産業では建設業、うどん等を主体とした製造業、第3次産業では商業、サービス業が主な業種になります。今後は、商業、サービス業、観光産業の推進とあわせ、農業、漁業と地場産業の振興を促進し、バランスのとれた産業構造の構築を図る必要があります。また、同時に産業間の連携を密に行いながら一体感を醸成して、産業基盤をより強化していくことが必要になります。

表1-1 (1) 人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 56,784	人 52,124	% △8.2	人 46,762	% △10.3	人 40,867	% △12.6	人 38,140	% △6.7
0 歳～14 歳	23,696	20,934	△11.7	16,705	△20.2	13,029	△22.0	10,661	△18.2
15 歳～64 歳	29,858	27,746	△7.1	26,477	△4.6	24,100	△9.0	23,424	△2.8
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	11,920	10,037	△15.8	9,368	△6.7	8,162	△12.9	7,349	△10.0
65 歳以上 (b)	3,230	3,444	6.6	3,580	3.9	3,738	4.4	4,055	8.5
(a)/総数 若 年 者 比 率	% 21.0	% 19.3	—	% 20.0	—	% 20.0	—	% 19.3	—
(b)/総数 高 齢 者 比 率	% 5.7	% 6.6	—	% 7.7	—	% 9.1	—	% 10.6	—

表 1－1（１） 人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 36,005	% △5.6	% 32,123	% △10.8	人 29,845	% △7.1	人 27,559	% △7.7	人 25,039	% △9.1
0 歳～14 歳	8,707	△18.3	6,946	△20.2	5,689	△18.1	4,721	△17.0	3,714	△21.3
15 歳～64 歳	22,813	△2.6	19,903	△12.8	17,972	△9.7	15,957	△11.2	13,893	△12.9
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	6,452	△12.2	4,762	△26.2	4,021	△15.6	3,287	△18.3	2,590	△21.2
65 歳以上 (b)	4,485	10.6	5,274	17.6	6,184	17.3	6,881	11.3	7,432	8.0
(a)/総数 若 年 者 比 率	% 17.9	—	% 14.8	—	% 13.5	—	% 11.9	—	% 10.3	—
(b)/総数 高 齢 者 比 率	% 12.5	—	% 16.4	—	% 20.7	—	% 25.0	—	% 29.7	—

区 分	平成 22 年	
	実 数	増減率
総 数	人 22,074	% △11.8
0 歳～14 歳	2,743	△26.1
15 歳～64 歳	11,949	△14.0
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	1,802	△30.4
65 歳以上 (b)	7,382	△0.7
(a)/総数 若 年 者 比 率	% 8.2	—
(b)/総数 高 齢 者 比 率	% 33.4	—

表 1－1（2） 人口の推移（住民基本台帳）

区分	平成 12 年 3 月 31 日		平成 17 年 3 月 31 日			平成 22 年 3 月 31 日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	人 28,022	—	人 26,310	—	% △6.1	人 23,210	—	% △11.8
男	13,300	% 47.5	12,422	% 47.2	△.6.6	10,857	% 46.8	△12.6
女	14,722	% 52.5	13,888	% 52.8	△5.7	12,353	% 53.2	△11.1

区分	平成 26 年 3 月 31 日			平成 27 年 3 月 31 日		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	人 21,285	—	% △8.3	人 20,780	—	% △2.4
男	9,953	% 46.8	△8.3	9,738	% 46.9	△2.2
女	11,332	% 53.2	△8.3	11,042	% 53.1	△2.6

表 1－1（3） 産業別人口の動向（国勢調査）

区 分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実 数	実 数	増 減 率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 24,690	人 19,801	% △19.8	人 16,628	% △16.0	人 13,684	% △17.7	人 14,220	% 3.9
第一次産業 就業人口比 率	% 73.2	% 65.8	—	% 55.7	—	% 47.1	—	% 41.4	—
第二次産業 就業人口比 率	% 7.5	% 9.0	—	% 12.6	—	% 12.1	—	% 15.1	—
第三次産業 就業人口比 率	% 19.3	% 25.2	—	% 31.7	—	% 40.9	—	% 43.4	—

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年	
	実 数	増減率	実 数	増 減 率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 14,481	% 1.8	人 12,655	% △12.6	人 12,191	% △3.7	人 10,982	% △9.9
第一次産業 就業人口比 率	% 35.7	—	% 27.2	—	% 22.3	—	% 18.4	—
第二次産業 就業人口比 率	% 18.7	—	% 20.2	—	% 20.5	—	% 18.3	—
第三次産業 就業人口比 率	% 45.5	—	% 52.6	—	% 57.1	—	% 63.3	—

区 分	平成 17 年		平成 22 年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 9,644	% △12.2	人 8,651	% △10.3
第一次産業 就業人口比 率	% 13.5	—	% 11.4	—
第二次産業 就業人口比 率	% 17.3	—	% 16.0	—
第三次産業 就業人口比 率	% 69.2	—	% 72.6	—

(3) 行財政の状況

① 行政の状況

上五島地域は5つの旧自治体がそれぞれ地方分権の時代にふさわしい個性豊かで、活力のあるまちづくりを目指してきましたが、更なる発展を求めて平成16年8月に合併し、新上五島町として生まれ変わりました。合併後10年を経過した現在、過疎化に歯止めをかけるため、生活環境の整備、福祉・医療の充実、産業の活性化、教育・文化・スポーツの振興等により一層努め、新たな未来に向けた活力ある町づくりを戦略的に推進していきます。

そのため、町民の多様な行政ニーズに対し、親切・的確・迅速かつ弾力的に対応できる行政機構の構築をはじめ、定員管理の適正化、職員資質の向上、効率的、効果的な財政運営と役場のスリム化、公共施設の見直し、組織機構の見直しを図り、「ともにつながる参加と協働のまちづくり」を推進し、限られた財源の中で適切な行政運営に努めていきます。

② 財政の状況

過疎地の離島という脆弱な財政体質であるにもかかわらず、地域の生活基盤を整備するために多額の地方債を発行してきた結果、地方債の残高は平成15年度末で418億円を超えていましたが、平成17年に行財政改革大綱、平成22年に第2次行財政改革大綱を策定し、収支改善計画や行財政改革実施計画に基づく歳出削減、保険料・使用料等の改定による歳入財源の確保により平成26年度末の地方債残高は約244億円まで縮減することができました。

国・県による合併自治体に対する財政支援があるとはいえ、自主財源に乏しく地方交付税、国庫支出金等の依存財源に頼らざるを得ない体質からは依然として抜け出せず、非常に厳しい状況にあります。今後は、経常経費の節減に努めるほか、重点事業についても、緊急性等を考慮しつつ有利な起債を確保し、ソフト事業への過疎対策事業債の積極的な活用を含めて、財源の計画的・効率的な運用に努め、健全財政の堅持に留意しながら、多様化する行政ニーズに対応していく必要があります。

③ 施設整備の状況

町道については、舗装率は高くなっているものの、改良率については、市街地部の主要道路や集落間道路が改善されている一方、散在集落内の道路に未改良区間が多いため、高い水準には至っていません。

農林道は着実に整備されており、農林業振興はもとより産業・観光道路や集落間の生活道路としての効果も期待できます。

水道普及率は、改良・拡張事業が進められており、ほぼ100%となっています。

水洗化率は、埋立て地区等の限られた地域のみが整備されているに過ぎず非常に低い水準となっています。今後は、環境保全の面、あるいは生活環境の向上の面からも下水処理施策の推進が求められます。

病院、診療所については、長崎県病院企業団上五島病院をはじめ、奈良尾医療センター、有川医療センターに加え、町立診療所、民間診療所などがあるものの、専門医の不足と医療機器の未整備、診療所の入院部門の廃止に伴う夜間や休日の救急対応の体制の確立、周辺地域から上五島病院までの医療交通体系の整備等の問題を抱えており、安心して安全な住民生活の確保のためにも今後の改善が必要になっています。

小中学校の施設整備については、老朽化した校舎や体育施設も多く、大規模災害発生時の避難・収容場所としての機能も確保する必要があり、早急な対策を迫られているため、年次的に耐力度調査・耐震診断を実施し、耐震化率は、平成26年度末を以って100%を達成しました。

さらに、学校の統廃合による遊休施設の有効活用や包括的な学校教育環境の整備が急務となっています。

表 1－2（１） 市町村財政の状況

（単位：千円）

区分	平成 12 年度	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 25 年度
歳 入 総 額 A	26,316,663	18,428,947	19,482,736	19,353,690
一 般 財 源	14,476,142	12,326,379	13,003,410	12,160,852
国 庫 支 出 金	2,983,012	1,229,970	1,744,985	1,502,910
都道府県支出金	1,622,077	1,585,311	1,307,799	2,093,589
地 方 債	4,198,726	1,637,300	2,350,269	2,459,071
うち過疎債	430,600	284,800	602,600	465,500
そ の 他	3,036,706	1,649,987	1,076,273	1,137,268
歳 出 総 額 B	25,552,123	18,222,176	19,170,206	19,088,878
義 務 的 経 費	9,658,505	9,759,300	9,554,661	8,893,705
投 資 的 経 費	9,475,862	2,604,292	3,253,287	3,687,536
うち普通建設 事業	9,449,769	2,501,603	3,221,819	3,665,694
そ の 他	6,417,756	5,858,584	6,362,258	6,507,637
過疎対策事業費	698,275	872,704	1,118,034	699,484
歳入歳出差引額 C (A － B)	764,540	206,771	312,530	264,812
翌年度へ繰越すべ き 財 源 D	308,169	816	79,636	13,252
実質収支 C－D	456,371	205,955	232,894	251,560
財 政 力 指 数	0.21	0.24	0.27	0.27
公債費負担比率	—	33.8	29.1	28.8
実質公債費比率	—	17.6	15.1	11.8
起債制限比率	12.0	15.3	—	—
経常収支比率	89.7	98.1	94.9	93.6
将来負担比率	—	—	96.2	43.0
地方債現在高	32,354,705	37,703,971	29,066,683	25,408,985

表 1－2（２） 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 45 年度末	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末
市町村道					
改 良 率 (%)	—	18.8	37.0	44.0	47.8
舗 装 率 (%)	—	37.6	71.1	75.2	76.9
農道 延長 (m)	—	—	—	—	22,227
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	—	18.2	11.9	12.7	—
林道 延長 (m)	—	—	—	—	138,604
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)		9.1	9.8	8.8	—
水 道 普 及 率 (%)	—	99.0	99.3	99.9	100
水 洗 化 率 (%)	—	—	—	—	22.3
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	3.0	5.4	10.1	10.9	8.2

区 分	平成 25 年度末
市町村道	
改 良 率 (%)	48.8
舗 装 率 (%)	77.9
農道 延長 (m)	22,227
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	—
林道 延長 (m)	141,156
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	—
水 道 普 及 率 (%)	100
水 洗 化 率 (%)	23.9
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	8.7

(4) 過疎地域自立促進の基本的な方向

平成16年8月1日、平成の大合併により本町は誕生しましたが、その後、リーマンショックをきっかけに世界同時不況が起こるなど、社会情勢は大きく変化しています。

本町においては、基幹産業である水産業の不振や公共事業の削減による土木・建設業の衰退により、島における就業人口は減少の一途をたどっており、若年層の多くは都会に就労の場を求めたり、生活水準の向上を求めたりするなどの理由で人口の流出が続いています。

合併前の5町においては、昭和45年施行の過疎地域対策緊急措置法にはじまるいわゆる過疎法により、今日まで過疎解消に向けた各種政策が積極的に取り組まれてきましたが、恒常的な過疎化に歯止めをかけることができていないまま今日に至っています。

今回の過疎地域自立促進特別措置法の5年間延長により、引き続き地域の現状や特性とこれまでの経緯を分析した上で過疎対策事業を行う必要があります。事業の実施にあたっては、町全域を考慮しての戦略的かつ相乗的効果が期待できる事業展開が必要になります。

また、少子・高齢化、国際化、高度情報化、国・地方の財政問題等、本町を取り巻く社会経済の情勢は急速に変化しており、ソフト対策事業に対しこれまで以上に積極的に取り組むとともに、ハード事業とソフト事業の調和を図りながらより効果的な過疎対策を実施していきます。

このように急速に進む人口減少や少子化・高齢化等の諸問題に対応するため、住民の安全・安心な暮らしを支え、地域社会の健全な維持と生活環境の整備、高齢者福祉、医療の確保、生活交通の確保や集落の維持・活性化対策に積極的に取り組みながら過疎の後進性からの脱却、定住促進を図っていきます。

さらにはともにつながる参加と協働のまちづくりを進め、地域資源を活用しながら、住民と行政がこれまで以上に手を取りあい、よりよいまちづくりに挑戦し、住民の意思が行政に反映されるとともに、行政の意向が住民に的確に伝わり理解されるように住民主体の地域づくりに努めます。

本町の自立促進の基本方針は、県の過疎地域自立促進方針、町総合計画を踏まえ、新たな視点で次のように定めます。

【基本方針】

①産業の振興

水産業、農林業、商工業などの既存産業の振興を図り、雇用機会の確保に努めます。特に水産業は、新上五島町を支える基幹産業の一つであり、停滞傾向にある現状を打破するため、離島漁業再生支援交付金等の補助制度を利用して、集落が行う漁場保全等の漁業活動の活性化の下支えを行うとともに、インフラ整備、水産資源の管理、流通など多様な観点から活性化施策を展開します。

農林業についてはイノシシ、シカ等の有害鳥獣被害を防止するとともに、消費者の農作物に対する安心・安全志向の高まりもあることから「地産地消」を推進していきます。

観光面では、食、観光レジャー、伝統文化など、様々な体験をすることができる地域資源を最大限に生かし、島外の人から訪れたいと思われる魅力づくりに継続して取り組みます。

また、本町内においても未だ利活用されていない地域資源も多くあると思われることから、これらの有効活用と次世代に通用する産業を育成するため、異業種間の連携を含めた地場産業の振興を図るとともに、地域特産品の開発、販売促進及び若者の雇用の場の確保に努めます。

②交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

地域内の交流を活性化するため、また、観光をはじめとした国内外の交流を促進するうえでも交通基盤や情報通信基盤などのインフラ整備は重要になります。

島内の生活を支える基幹道路網のほか、高齢化の進行により私的交通手段を持たない住民の移動手段の確保とそのバリアフリー化、島にとって必要不可欠である航路の整備促進と運賃の低廉化を図ります。

その他に地域資源を再度見つめ直すことにより、地域住民が主体となって地域の強みを活かした地域力の向上につながる取り組みを推進していきます。

③生活環境の整備

豊かな自然と共存する環境づくりを実現するため、太陽エネルギーや風力エネルギー等の新エネルギー活用促進を図るとともに、自然環境の保全、循環型社会の構築、下水処理施設の整備を促進します。特にごみの不法投棄や海岸線に押し寄せる漂着物対策について重点的に取り組みます。

また、住宅、公園、生活道路、水道などの日常生活に不可欠な社会基盤の充実を図り、さらに、住民生活の安心・安全を確保するために、消防体制の整備や緊急時における情報の伝達媒体の整備等の防災体制の強化を推進していきます。

④高齢者等の保健、福祉の向上及び増進

高齢者がいつまでも元気な状態で過ごせるように、地域ミニデイ・サービスや転倒予防教室を実施します。

介護保険事業においては、要介護者の減少と状態の悪化防止のために介護予防事業を推進し、高齢者が地域において安心していきいきと暮らすことができる環境整備に努めます。

また、子どもがすくすくと健全に育つことができるように総合的な子育て支援システムを確立します。

障害者支援については、地域住民の正しい理解を得ながら、障害者が社会の一員として快適な生活が送れる環境整備に努め、社会参加を促す施策を展開します。

⑤医療の確保

住民が健康で安心した生活を送ることができるよう、医療従事者の確保及び定着を図るとともに、小児科、産婦人科などの診療科目の医師確保に努めます。

保健サービスや相談機関の充実を図るとともに、住民のニーズに対応した医療体制の整備に取り組みます。

⑥教育の振興

新しい時代を担う子どもたちが、心豊かにたくましく学び育つために、学校の教育環境を整備するなど、学校教育の充実を図ります。

また、生涯学習の目的を「人づくり」とし、地域の人と人とのつながりを拡大しながら、幅広い年代が交流し、住んで良かったと感じる生涯学習の町づくりに努めます。

⑦地域文化の振興等

地域の歴史と伝統をふまえ、郷土の豊かさを育む伝統、文化の保存・継承を地域住民とともに取組み、地域文化活動の支援に努めます。

⑧集落の整備

小規模な集落にあつては、地域コミュニティの機能維持等の状況を勘案し、必要に応じて集落整備の検討を行います。

また、地域の課題や情報を共有し、地域の実状にあった特色ある地域づくりを進めるために、地域担当職員の配置や地域リーダーの育成に取り組むとともに地域活動支援事業を活用してコミュニティ活動を支援します。

(5) 計画期間

この計画の期間は、平成28年4月1日から令和3年3月31日までの5箇年間とします。

2 産業の振興

(1) 農林水産業の振興

①農業

【現状と問題点】

本町の地形は全域にわたり急峻で平坦地に乏しく段々畑が多いため、まとまりのある農地の確保が難しく、耕地面積は非常に狭小です。

かつては甘藷などを中心とした畑作と水稻を主体とした農業が営まれていましたが、近年は農業就業人口の減少・担い手の不足、高齢化、耕作放棄地の増加及び有害鳥獣被害など多くの課題に直面しているため、農業に意欲を持って取組める活力のある農村づくりが求められています。

○専業兼業別販売農家数

区 分	販 売 農 家 総 数	専 業 農 家 数	兼 業 農 家 数	第 1 種 兼 業 農 家 数	第 2 種 兼 業 農 家 数
平成 7 年	97	27	70	19	51
平成 12 年	61	30	31	5	26
平成 17 年	95	35	60	5	55
平成 22 年	59	34	25	2	23

(農林業センサスより)

【対策】

次代を担う新規就農者の育成を推進するとともに、耕作放棄地の解消や、有害鳥獣被害を防止するためにイノシシ・シカ対策を引き続き実行していきます。

更に捕獲した有害鳥獣の肉について、精肉だけでなく、加工品としての商品開発や販路開拓に取り組み、新たな活用法について研究します。

また、島外出荷作物として青果用つわやインゲンの栽培拡大を推進していきます。

その他に、活力ある農村づくりを行うため、観光との連携によるグリーンツーリズム等の体験型余暇活動に取り組んでいきます。

②林業

【現状と問題点】

森林は、多くの公益的機能を担っていますが、林業の担い手の減少、高齢化による労働力不足から造林地の荒廃化が進むため、森林の保全・保護の取り組みと、主伐期に対応できる林業の担い手育成や森林組合などの組織の育成や水資源の涵養機能の維持などが必要になっています。

また、未活用資源が多くあることや、天然性自生林をからめた山づくりを推進していきます。

【対策】

森林組合の組織強化や林業構造改革、生活環境の整備を図り、林業後継者の育成確保に努めるとともに、間伐材等を集成材としての利用や、木質チップに処理してバイオマスエネルギーとしての有効活用を図ります。

また、平成25年3月に「椿による五島列島活性化特区」に認定され、町内に多く自生するヤブツバキによる地域活性化を進め、林業振興を図ります。

③畜産業

【現状と問題点】

肉用繁殖牛の飼育農家は、従事者の高齢化等で年々減少していましたが、平成26年度末現在の飼育農家数は8戸で横ばい、飼育頭数は131頭と減少傾向にあります。飼料畑の確保が困難であることや生産基盤が零細であるために収入が不安定で経営は依然として厳しい状況にあります。

【対策】

荒廃農地に自生する野草の繁殖牛飼料として活用、耕作放棄地への飼料作物の作付け拡大、耕種（甘藷）農家との「芋づる」、「堆肥」の相互補完関係の促進等による粗飼料を確保することにより、飼料基盤の確立を促進し自給率の向上を図ります。

繁殖牛については、優良雌牛群の整備による品質の向上、斉一化、飼養技術の向上による子牛価格の安定、増頭による経営の安定化を図るとともに、事故の抑制や繁殖成績向上のための家畜診療業務の整備を進めていきます。

同時に伝染病予防対策や発生時の危機管理体制について、国、県と共に構築していきます。

④水産業

【現状と問題点】

水産業は本町の基幹産業であり、これまでしまの発展を支えてきましたが、近年、水産資源の減少、漁場環境の悪化、輸入水産物の増加等による魚価の低迷など、水産業を取り巻く環境は厳しさを増すとともに、就業者の高齢化と後継者不足が深刻な問題となっています。

また、本土より高い燃油や市場での保管費等のコストが漁業経営を圧迫しています。

さらに、漁港施設の老朽化や島からの流通体制、鮮度保持施設の整備が喫緊の課題となっています。

○漁業経営体

漁業 経営体数	漁 船			
	無 船 隻	動 力 隻 数	船 外 機 付 船 隻 数	動 力 船
				隻 数 ト ン 数
547		13	387	438 7651.7

○年齢別漁業就業者数

計	15 ～ 19 歳	20 ～ 29 歳	30 ～ 39 歳	40 ～ 49 歳	50 ～ 59 歳	60 歳 以 上
人 1,142	人 4	人 26	人 68	人 175	人 332	人 537

(2013 年漁業センサスより)

【対策】

水産業の担い手の減少や漁業就業者の高齢化が進む中、持続的漁業生産と漁村の活力維持を図るため、新規就業者への総合的な情報提供、技術指導・研修体制の整備等、将来につなぐ漁業の担い手としての育成強化を図ります。

重要な水産資源の維持・増大を図るため、栽培漁業を計画的、効率的に推進するとともに、稚貝・稚魚の棲み場である藻場の回復に努め、漁業者自らの取り組みによる資源管理型漁業を推進します。

作業の効率化、安全性の確保等就労環境にも配慮した漁港施設の整備を推進します。

また、漁業集落環境の改善にむけた施設整備に取り組みます。

さらに沿岸漁場の生産力の維持・向上を図るため、藻場の造成等による漁場の保全事業に取り組むとともに、新鮮な魚介類などを用いた特産品づくりやブランド化のための調査及び研究開発、起業家の支援を行い、鮮度保持施設の整備等、施設の改善や流通コスト支援及び燃油高騰対策を推進します。

観光漁業、体験型漁業など都市と漁村の交流、他産業との連携を促進します。

離島漁業再生支援交付金により、集落が行う漁場保全等の漁業活動の活性化の下支えを行います。

(2) 地場産業の振興と企業誘致対策

【現状と問題点】

地場産業としては、水産物加工、五島手延うどん製造が主体となっています。水産加工品はするめ、ウニ、焼きあご等が主であり、原材料は地場で調達される魚介類を使用していますが、近年飛魚の不漁が続き焼きあごの安定供給ができない状況にあります。

五島手延うどんは年々生産額を増やしていますが、生産者の大半は零細であり、高齢化や後継者問題などが深刻化し、経営体質の強化が課題となっています。

また、島の観光を新たな産業と位置づけるとともに、未だ利活用されていない地域資源も多くあると思われることから、これらの有効活用を図る必要があります。

企業誘致については、本土より更に冷え込んでいる島の雇用に即効性のある業種や、将来の人口減少対策として島外への若者の流出に歯止めをかけられる企業の誘致も必要となっています。

また、既に島に誘致した企業に対する育成強化も必要になっています。

【対策】

農林水産業と協調・連携したグリーンツーリズム・ブルー・ツーリズム、海洋スポーツ、エコツーリズムなど自然豊かな本町の特性を活かした自然体験型交流促進事業を展開し、交流人口の増大を図っていきます。

手延べうどんや水産加工品等の特産品については、マーケティングや各種イベントへの参加を促進し、PR・販路拡大に努めます。

農業、水産業及び観光産業と連携し、特産品の開発研究、販路調査などを行い、既存企業を支援するとともに、ICT（情報通信技術）産業や起業家の支援に努めます。

企業誘致については、土地の有効利用を図り、情報の同時性・即時性を担保する高速大容量通信網の構築など基盤整備を進めながら、地域資源の掘り起こしや立地の可能性がある企業への情報の提供等を積極的に進めます。

また、これまで誘致した企業並びに既存企業の育成強化、地域資源を活用した特産品加工業の分野など新たな地場産業の振興への取り組みを行います。

(3) 商業の振興

【現状と問題点】

本町の商業は、旧町の商店街を中心に栄えてきました。しかし、浦桑地区に大型小売店が集中し、上五島地域の商業活動の中核を形成しつつある中、車社会の進展と相まって、消費者の流出、販売額の伸び悩み、商店数の減少など旧町商店街の空洞化が進んでいます。

また、対本土間交通の高速化による町外商圏への購買流出に加え、テレビ、雑誌等の通信販売やインターネットの普及に伴うネットショッピングの拡大による購買動向の変化も大きな課題となっています。

○事業所数、年間商品販売額

事業所数				年間商品販売額			
24 年 (事業所)	26 年 (事業所)	対前回		24 年 (百万円)	26 年 (百万円)	対前回	
		増減数 (事業所)	増減率 (%)			増減数 (百万円)	増減率 (%)
346	337	▲9	▲2.6	22,150	18,473	▲3,677	▲16.6

(長崎県の商業より)

【対策】

商業振興のためには、交通網の整備やインターネットショッピングによる島外への消費の流出をくい止め、交流人口の流入促進等による需要の拡大を図っていくことが必要であり、このため、魅力ある店舗づくりの支援、商店街の活性化対策等に取り組めます。

(4) 観光レクリエーションの振興

【現状と問題点】

本町は西海国立公園の景観美、カトリック教会、遣唐使や捕鯨等の歴史遺産、五島うどん等の郷土料理、電気自動車を利用した未来型ドライブ観光や国選択無形文化財の五島神楽など、豊富な観光資源を有しておりますが、これまで、これらの観光資源を連携させた観光への取り組みが少なかったことや、観光客が減少する秋・冬のイベント対策についても十分でなかったため、年間を通して観光客が訪れる状況ではありませんでした。

現在は中国や韓国から日本への観光客が増加していることから、外国人観光客への対応と団体ツアーの受け入れ施設の整備も必要になっています。

さらには、これまでの観るだけの観光から、地域の自然や文化に直接触れる体験型や学び型、地域住民との交流を活かしたふれあい型などの新しい観光にも取り組む必要があります。

○年間観光客数の推移

平成 2 年	平成 10 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 26 年
170,338 人	245,749 人	211,160 人	197,591 人	200,101 人	242,078 人

(長崎県観光統計より)

【対策】

観光が『産業』の重要な部門として位置づけられるようになった今、上五島の「四季」に焦点を当て、その中に自然、文化、食を絡めたイベントを組み込み、さらに地域行事を加えたものを通年的に提供することによって、賑わいの創造と交流人口の拡大を目指しています。電気自動車（EV）と高度道路交通システム（ITS）を活用した未来型ドライブ観光モデルの構築等、観光資源の整備やネットワーク化

を図るとともに、町の自然や歴史を活かした新しい観光資源の開発等に取り組みます。

そのために、町の特産品や郷土料理等を観光資源として活用するとともに、産業間の連携を促進し関係各種団体と協力しながら、年間を通した観光振興に向けた体制づくりに取り組んでいきます。

五島うどんの里や鯨賓館、船崎地区街なみ交流センターなどの既存施設を有効活用し、うどんの製法伝承や交流体験活動を実施し地域住民と観光客の交流の場をつくることで、更なる集客力アップを目指します。

世界遺産候補「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の構成資産をはじめとした島内29の教会群に加え、「日本遺産」や、「つばき」、「温泉」等、地域固有の財産（地域資源）を観光資源として活用するなど、「地域の強み」を活かした観光資源の開発と磨き上げによる周遊ルートの整備を行い、あらゆる観光客を受入れることができる施設を整備することにより観光による雇用の創出に取り組みます。

外国からの観光客の受け入れ体制を整えるために、中国語・韓国語を話せる観光ガイドの養成等に取り組んでいます。

地域におけるイベントについても、地域住民や地域づくり推進団体と協働して、地域住民が主体となり、地域の活性化や町の観光振興に寄与すると思われるイベント等については積極的に協力していきます。

自然を活かしたグリーンツーリズム・ブルーツーリズムや海洋スポーツ、電気自動車や風力発電施設を活かしたエコツーリズムなど、本町の豊かな自然を活かした新しい自然体験型交流促進事業を展開し、交流人口の増加を図ります。

（５）創業・起業及び新規分野進出の促進

【現状と問題点】

雇用機会が特に不足しており、高等学校卒業者のほとんどが島外へ出て就職や進学をしており、少子高齢化が進んでいます。人口の減少等は、労働力人口の減少や雇用形態の多様化、地域活力の衰退など、地域経済に大きく影響しています。

【対策】

産業の活性化及び雇用機会の確保のため、町内に立地を希望する企業に対して、事業用地探しのサポートやマッチングなど、企業のニーズや企業進出動向を的確かつ迅速に把握し、これらを踏まえた効率的な企業誘致活動を進めていきます。

また、創業時の人材研修は事業発展にも大きく影響することから、新たに支援制度を制定し、その研修費用の一部を支援し、より多くの雇用につなげます。

事業計画(平成28年度～令和2年度)

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
産業の振興	(1)基盤整備	林業 木質チップ供給事業(高性能機械購入事業) (森林整備・林業等振興整備交付金)	町	
		公有林整備間伐事業 (森林環境保全直接支援事業補助金)	町	
		木材運搬車購入事業費補助事業	町	
	水産業	離島漁業再生支援交付金事業	集落	
		漁業世帯1600世帯		
		漁村再生交付金事業 (小串漁港漁村再生交付金事業)	町	
		漁村再生交付金事業 (漁場整備事業)	町	
		漁村再生交付金事業 道士井漁港(真手ノ浦地区)集落道整備事業	町	
		強い水産業づくり交付金事業 (漁港環境改善施設補助金)	町	
		地域水産物供給基盤機能保全事業 飯ノ瀬戸漁港	町	
		地域水産物供給基盤機能保全事業 一本松漁港	町	
		新水産業収益性向上・活性化支援事業 有川地区荷捌所改修補助事業	漁協	
		新水産業収益性向上・活性化支援事業 有川運搬船機関換装補助事業	漁協	
		産地水産業施設整備支援事業 新魚目地区定置網作業船兼運搬船整備補助事業	漁協	
		漁港安全対策事業(車止め) 浜の活力再生交付金事業	漁協	
		新水産業収益性向上・活性化支援事業 有川町漁業協同組合運搬船機関換装事業	漁協	
		漁港機能増進事業	町	
		漁業技能実習生宿泊施設整備支援事業	漁協	
		水産業振興奨励事業(施設整備事業) (有川町漁協崎浦地区荷捌所整備・新魚目漁協活魚運搬船整備)	漁協	
	(3)経営近代化施設	林業 つばき産業育成事業 (自生椿林作業道・運搬道の整備等)	町	
		水産業 新水産業収益性向上・活性化支援事業補助金 新魚目地区フォークリフト設置事業・新魚目町漁協	漁協	
		新生水産業収益向上・活性化支援事業 給油施設	漁協	
		新生水産業収益向上・活性化支援事業 アゴ用クラッシャー	漁協	
		市場ニーズに対応した加工・流通対策事業 有川地区自動魚焼き機整備事業	漁協	
		新生水産業収益向上・活性化支援事業 上架施設	漁協	
		青方地区漁業センターエレベーター改修事業	漁協	

事業計画(平成28年度～令和2年度)

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
産業の振興	(3)経営近代化施設 水産業	有川地区自動脱パン機改修補助事業	漁協	
		新魚目地区加工パック機設置事業	漁協	
	(4)地場産業の振興 生産施設	微細藻類生産施設整備事業 (高付加価値微細藻類の大漁培養による6次産業化プロジェクト)	町	
	(8)観光又は レクリエーション	奈良尾温泉施設整備事業	町	
		新魚目温泉ポンプ設備改修事業	町	
	(9)過疎地域自立 促進特別事業	農業振興奨励事業 目的 ・地場農産物の生産強化を図り、安全で安心な地元の農産物を地元で消費する「地産地消」の振興を図るとともに、給食センター等の大口消費先と連携するなど、安定供給体制づくりに努める。また農産物被害の予防のため有害鳥獣を捕獲、防除するとともに、その有効活用を図る。 優良な雌牛を導入することにより、繁殖雌牛群の整備をし、品質の向上と子牛価格の安定化と経営の安定化を図る。 内容 ・販売農家育成対策事業 (近代化施設等整備、農産物出荷奨励、生産組織活動助成) ・荒廃農地復元対策事業 (作付拡大対策、景観作物導入) ・有害鳥獣防除対策事業 (被害防止対策、狩猟免許取得推進対策) ・畜産農家経営安定化対策事業 (家畜防疫対策、優良雌牛導入、流通対策、子牛価格生産安定特別対策、子牛生産奨励補助、共進会出品補助、家畜の共催加入奨励、経営規模拡大支援) 効果 ・農家に対し経費の一部を助成することで経営が安定し生産意欲を向上させる。また直売所や給食センターへの出荷により「地産地消」が推進され、地元消費者に新鮮で安全・安心な農畜産物の供給体制を構築する。	町	
		水産業振興奨励事業 目的 ・水産業に係る共同利用施設の整備、漁業者の経営負担軽減等、水産業の発展に資する事業を推進し、水産業の振興を図る。 内容 ・漁協等が実施する国・県の補助事業の上乗せ補助、資源増殖、漁場回復、経営の近代化、加工振興等水産業に係る幅広い事業について、事業費の1/2～1/10の範囲で助成する。 効果 ・過疎により高齢化が進んだ漁家に対し、漁業近代化資金の利子補給や漁船保険の一部助成を行うことで経営の安定化を図り、安定化により若年者の漁業への就業意欲を促進させるとともに、財政的に厳しい漁協に対して施設整備や種苗放流等の助成を行うことにより、安定した雇用の場と資源の増大とを図りながら町民の定住化を目指す。	町	

事業計画(平成28年度～令和2年度)

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
産業の振興	(9)過疎地域自立 促進特別事業	漁業就業者確保育成総合対策事業 目的 ・漁業就業者の減少に対応し、漁村活力の維持を図るため、新規就業者の確保育成を推進する。 内容 ①漁船リース事業 漁協が漁船を購入し、新規漁業就業者にリースするにあたり、漁船購入費の一部を補助する。 ②技術習得支援事業 新規漁業就業者に対し、研修期間中の生活費の補助を行う。 ③就業確保支援事業 新規漁業就業者の研修受け入れ先へ補助する。 効果 ・水産業は本町の基幹産業であるが、漁業就業者の担い手の減少や高齢化が深刻な問題となっているが、新規漁業就業者への技術指導・研修体制の整備及び独立時の漁船導入の支援を行うことにより、将来の漁業担い手としての育成強化が図られ、水産業の持続的な漁業生産が確保される。	町	
		農山漁村地域整備交付金事業 地域水産物供給基盤機能保全委託事業 目的 ・水産業の健全な発展と水産物の安定供給を図るため整備してきた漁港施設は近年老朽化が進んでいる。水産基盤機能の保全を行うため、計画的に施設の長寿命化を図ると共に、更新コストの平準化・縮減を図るため、機能保全計画を策定する。 内容 ・町が管理する漁港22漁港のうち、18漁港について調査点検を行い、漁港施設の状況を把握し機能保全計画を策定する。 効果 ・老朽化が進む漁港施設の管理について、延命措置や予防措置を計画的に行うことにより、施設更新に係る費用を低減し、施設の長寿命化が図られる。	町	
		うどん産業育成事業 目的 ・五島手延うどんを全国レベルの特産品にするために、製造工場の衛生管理とうどん商品全体の品質向上を目指す。 内容 ・長崎県五島手延うどん振興協議会において実施している、うどんの品質向上のための認証制度の確立と五島うどんの知名度アップのための施策。 効果 ・五島手延うどんは2007年に地域団体商標に登録されるなど、知名度が向上し生産量も増加の傾向にあります。それに伴い消費者の目も厳しくなり更なる品質の向上が求められています。町としても過疎化が進む島を救う起爆剤としてうどん産業の更なる発展とそれによる雇用の増大を期待しています。	町	
		物産展参加団体出店促進事業 目的 ・島外で開催される物産展に多くの地元業者の参加を促進させ、新上五島の魅力を「食」通じ、島外に強く発信することにより「来島者」の獲得を目指す。 内容 ・対象は町の特産品や地場産品を用いた商品を製造・販売等を営む個人及び団体がグループを形成して物産展に参加する場合の旅費の1/2を助成する。 効果 ・離島という地理的不利地域にある町の業者が、島外の物産展を通じて町の魅力を発信することにより、産業の活性化だけでなく新上五島の知名度を上げて来島者を増やすことにより、過疎化による人口減少や、雇用の減少による労働力人口の流出により衰退している町の活性化に寄与する。	町	

事業計画(平成28年度～令和2年度)

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
産業の振興	(9)過疎地域自立促進特別事業	“四季を味わう上五島”推進事業 目的 ・地域の魅力を高め、集客へと繋げるため、地域資源を活用したイベントの開催や観光客が教会群を体感できる観光地づくりを進める。 内容 ・実行委員会が行う、教会巡礼ワゴンの運行助成、上五島教会めぐりウォーク&クルーズの開催、チャーチウィークin上五島教会コンサートの開催、ガイド育成、観光キャンペーン等の実施、上五島「白砂の芸術祭」の開催、ほたるまつりの実施、情報発信の実施、伝統芸能の情報発信・誘客事業への補助。 効果 ・地域資源を活用した、魅力的なプログラムの造成に努め、各イベントへの島外観光客の誘客により、交流人口の拡大及び地域の活性化が図られている。 また、各種媒体とのタイアップや観光キャンペーン等開催を通じた島外への情報発信により、観光客の誘客を促進している。	実行委員会	
		地域イベント活性化事業 目的 ・新上五島町イベント助成指針に沿って、イベント開催団体が地域と連携・協力しながら地域の活性化につながるイベントに係る経費について助成を行う。 内容 ・町内の地域づくり団体等が開催する夏祭り等のイベントに対して助成を行う。 助成は予算の範囲内とし上限は事業費の1/2とする。 効果 ・合併前より旧町単位で行われてきたイベントについては、それぞれの地域の活性化に欠かすことのできないイベントであり、高齢化や少子化に加えて長引く不況で元気をなくしかけている住民の元気の基になっています。	実行委員会	
		トライアスロンin上五島大会交流事業 目的 ・1990年に旧奈良尾町が町興し事業の一環として始めたトライアスロンも今年で21回目の開催となり、町観光の発展と地域の活性化に寄与しています。運営も住民ボランティアが行う地域密着型のイベントとして定着しています。地域の活力維持のためにも必要な事業です。 内容 ・遠くは東京・大阪から100名弱のアスリートが参加している。実行委員会に対して事業費の1/2を上限に補助する。 効果 ・住民主体で行っているイベントであることから、過疎化により疲弊している地域の活力維持と、交流人口の増加に寄与している。	実行委員会	
		辻発彦杯少年野球大会交流事業 目的 ・スポーツを通して健全で明朗な人間力豊かな人材の育成と体位体力の向上 スポーツの振興・発展を目指し、試合経験が少ない町内中学校の野球部に町内外の中学校との対外試合の機会等を与え、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現に努めることを目的とする。 内容 ・辻発彦氏の母校である中学校等に参加を依頼し、同年代の同じ競技に親しむ生徒達との交流と親睦を図る。 効果 ・本大会を継続、拡大・充実することにより、さらなる交流人口の増大を図る。	実行委員会	

事業計画(平成28年度～令和2年度)

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
産業の振興	(9)過疎地域自立促進特別事業	創業支援事業 目的 ・町内で創業する者を積極的に支援し、雇用の創出を図ることで地域に活力を与え経済の活性化を図る。 内容 ・新規創業又は第二創業に要する初期投資の費用に対する補助する 新規創業支援事業 ・新規創業等で対象労働者を雇用した人数に対する奨励金を支給する事業 ・新規創業時の人材研修費に係る費用に対する補助事業 ・地域資源を活用した事業及び特産品の開発等に係る事業 効果 ・過疎化により地域が疲弊するなかで、地域資源を活用した新たな特産品を開発することにより、地域の活性化と地域力の向上を目指す。 ・水産業や土木建設業が衰退する中で、新たな分野での新規起業の立ち上げを助成することにより、新たな雇用を生み出し人口流出を防止する。	町	
		つばき産業育成事業 目的 ・しまの「椿」を産業として活用する為に、全町的な事業展開を図り、上五島に新たな産業を興し、就業機会の拡充と地域経済の活性化を目指します。 内容 ・沿道つばき林の整備や、つばき苗木の配布や実の採取を奨励してつばきの実の採取量増大をめざしつつ、椿油の販売促進や、つばきの専門家を養成するカメラアソムリエを展開し、五島列島＝つばきの島という認知度を上げる。 効果 ・つばき製品の生産拡大を図り、上五島に新たな産業として定着させることにより、過疎化が進む島の地域力向上を図りながら、住民と行政が一体となり、つばきによる島の観光及び産業の振興と、活性化に活かしていく。	町	
		燃油高騰対策事業 目的 ・重油や軽油、ガソリン等燃油価格の高騰が、基幹産業である水産業の生産コストや輸送コストを押し上げ、多大な悪影響を及ぼしていることから、燃油の支援を実施し、コスト削減による漁家経営の安定を図る。 内容 ・平成22年度から高止まりとなっている燃油のうち、町内の事業所で供給を受ける漁業者が使用するA重油と軽油に対し1ℓあたり10円を支援する。 効果 ・コスト削減により、漁業所得を増加させるとともに、漁業就業者の維持と漁業従事者の雇用を確保する。	町	
		特産品PR強化事業（510列島まつり運営負担金事業） 目的 ・町内製造業及び小売業者の生産額は年々減少していることから、特産品の販売増を目指して、本町の特産品を県内外はもとより、全国へ広く知ってもらうためのPR強化を行い、地場産業の活性化を図る。 内容 ・百貨店販売、屋外物産展、飲食店フェア、五島うどん地獄炊きCM製作、TVスポット放送等、町特産品の広域的な宣伝活動を実施する。 効果 ・五島への関心度、認知度を高めることにより、町内製造業者や特産品販売事業者の販売増につながり、地場産業の活性化が図られる。	町	

事業計画(平成28年度～令和2年度)

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
産業の振興	(9)過疎地域自立 促進特別事業	パートナーシップ協定事業 目的 ・ 際コーポレーション(株)所有の店舗やマスコミ関係者等への影響力を活用した、観光・物産などの情報発信事業を推進していく。 内容 ①情報発信事業(町内情報、情報発信ツールの制作) ②日本列島酒場「上五島」事業(店内プロモーション、物流システムの検討) ③飲食店フェア(五島うどん等を使用、販促ツールの制作) ④地域資源磨き上げ事業(特産品テスト販売、賞品開発等)	町	
		水産業施設撤去・解体事業 目的 ・ 老朽化により危険な状態となっている浮桟橋を解体・撤去し、水産業者及び近隣住民の危険を回避し、安全と安心を確保する。 内容 ・ 老朽化により危険な状態となっている浮桟橋の解体工事を行う。	町	
		若者新規就労支援事業 目的 ・ 本町においては、少子高齢化による人口減少が著しく、また、島内の高校卒業後、卒業生の大半は進学・就職で島を離れるため、生産年齢人口は減少し続けることから、町内での就労を積極的に推進し、人口減少に歯止めをかけ、産業の活性化を図る。 内容 ・ 町内で新規就労した40歳未満の若者を対象に、通算36月の就労実績を満たした場合、10万円を助成する。 ・ 上記の若者のうち、日本学生支援機構又は地方公共団体が設置する奨学金を返還する者については返還金額の全額を、36月分・年間20万円を限度に助成する。	町	
		カンコロ製造補助事業 目的 ・ カンコロの安定的な供給を行うため、生産者等に対して補助を行うことにより、生産者の確保、生産意欲の向上、遊休荒廃農地の解消、特産品の安定的な製造、農業の振興、活性化に寄与する。 内容 ・ かんしょ生産者に1kg当たり50円補助 ・ カンコロ製造事業者に1kg当たり200円補助	町	
	(10)その他	県営事業負担金(漁港)	県	

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 国道、県道及び市町村道の整備

【現状と問題点】

本町の道路網は、一般国道384号線とこれに接続する各県道などの主要幹線道路をはじめ、集落間を結ぶ県・町道等の生活道路網・農道・林道から成り立っています。これまで幹線道路を中心に順調に整備が進められてきましたが、過疎化等による高齢化した地域に対応した整備、また、高齢者や障害者に対応した歩道の整備など、安心、安全でやさしい道路づくりが求められています。

【対策】

町道整備については、地域の均衡ある発展に配慮しつつ、集落と集落を結ぶ集落間道路、公共施設との連絡道路あるいは産業の振興を促進する林道や農道など、重要な役割を持つ路線を中心に整備を図ります。

基幹道路である国・県道については、将来を展望した計画的な道路整備について今後とも県と協議をしながら進めていきます。

また、道路の適切な改良・維持管理に努めるとともに、通学路などの生活道路を中心に歩道の整備や、道路の段差・勾配などをなくしバリアフリー化を進め、高齢者・障害者・児童にやさしい道づくりを推進するとともに、交通安全施設の設置や、道路の拡幅・舗装を順次行い、安全な道路づくりに努めます。

(2) 交通確保対策

①陸上交通

【現状と問題点】

島内の交通は民間バス会社と町営バスにより運行され、主に高齢者や通学児童生徒を中心に利用される重要な交通手段ですが、町内遠隔地への運行については集落が散在しているため、効率的な路線バスのネットワーク形成ができず採算性が厳しいため、路線の維持・確保が課題となっています。

【対策】

地域公共交通のサービス改善や利用促進を図るために、第2期新上五島町地域公共交通総合連携計画に則って、必要な路線バスネットワークの構築を行いながら、住民の生活路線であるバス路線の維持改善に努めていきます。

また、ITS技術を活用した、高齢者等の交通弱者対策を推進します。

②海上交通

【現状と問題点】

本土までの海上交通路は、新船の導入や運航ルート等の改定により利便性は向上しつつありますが、料金の低廉化や運航時間帯の分散化などの課題が残っています。

また、荒天による欠航や、貨物運搬コスト等におけるハンディは未だ解消されて

いません。今後船舶の大型化と更なる高速化を図り、航路の安定航行による住民の利便性の向上につなげていく必要があります。

【対策】

長崎・佐世保航路の高速旅客船の料金の低廉化、車両航送運賃の軽減、サービス改善、ダイヤの改定などを要請するとともに、輸送コストの低廉化や島民や島外からの観光客等の海上交通路の確保・充実に努めます。また、欠航時の連絡体制についても検討していきます。

（３）情報化の推進

【現状と問題点】

本町は、平成１５年度に実施した「上五島地域イントラネット基盤施設整備事業」によって整備した光ファイバーネットワークで、本庁・支所、各学校や図書館など町内の主要な公共施設１２８箇所を接続しています。

光ファイバーネットワークを活用して地域住民が各種情報の受発信を容易にできるよう、また行政サービスの充実・利便性の向上に取り組んできました。

地域情報化の推進は、人口減少、高齢化、雇用機会の減少、地域コミュニティの希薄化など様々な課題を抱える地域社会において、課題解決に貢献する可能性があると期待されています。本町においては、ＩＣＴの利活用が遅れており、地域の課題解決に十分つながっているとは言えない状況です。

このような状況を踏まえ、住民の生活に身近な教育、危機管理、福祉分野など多方面でのＩＣＴ利活用によって情報化の利便性等をより実感できるようにするために、ハード・ソフト両面での情報化を進めるとともに、地域の自主性と自立性を尊重しつつ、「人」「産業」「地域」の各分野で積極的にＩＣＴ利活用を推進していく必要があります。

【対策】

光ファイバーネットワークの有効活用として、観光・防災 Wi-Fi ステーションを整備します。

光ファイバーネットワークを活用した、地域（学童・高齢者）の見守り支援、買い物支援などの地域課題解決のための事業について調査・研究に取り組みます。

また整備から１０年以上経過した、情報化インフラの生命線である光ファイバーネットワークの保全・維持管理について取り組みます。

(4) 自主的な地域づくりの推進

【現状と問題点】

交通網の発達や情報通信ネットワークの拡大により、地域間の時間・距離は一層縮まり、全国的に人や物の交流が活発化しています。地域間交流による情報交換やネットワークづくりなどは、まちづくりにおいても重要な役割を果たすものであり、本町においても重要な課題となっています。

【対策】

離島体験施設や合宿施設など各種交流施設の整備・誘致に努める一方、ポータルサイト等インターネットを活用した情報発信を積極的行います。

地域主催のイベント等を積極的に支援することにより、住民間の交流を推進し新たな地域づくりを目指すとともに、観光客等との交流により島外との情報交換やネットワークづくりを促進します。

また、移住の促進を図るため、定住促進空き家活用補助事業や家財処分等の補助など、町内の空き家を有効活用し、定住促進を図ります。

事業計画(平成28年度～令和2年度)

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
交通通信体系の整備 情報化及び地域間交 流の促進	(1)市町村道 道路	町道神ノ浦佐野原線改良事業 改良延長L=2,056m W=4.0m	町	
		町道浜ノ浦飯ノ瀬戸線改良事業 改良延長L=536m W=5.5m	町	
		町道冷水部落内線新設事業 新設延長L=220m W=4.0m	町	
		町道浜ノ浦道土井線改良事業 延長L=520m W=5.5m	町	
		町道川向小河原線新設事業 新設延長L=176m、W=3.0m	町	
		町道中ノ浦1・2号線改良事業 改良延長L=857m W=4.0m	町	
		町道小浜三本松線改良事業 改良延長L=2,431m、W=3.0m	町	
		町道小浜部落内2号線新設事業 改良延長L=255m、W=4.0m	町	
		町道今里小浜線改良事業 改良延長L=3,486m、W=3.0m	町	
		町道鯛ノ浦阿瀬津32号線改良事業 改良延長L=30m H=4.0m	町	
		町道開田団地線舗装補修事業 延長L=70m	町	
		町道有川縦貫線整備事業 舗装L=400m w=3.0m	町	
		町道白魚築地線暗渠改修事業 延長L=12m	町	
		町道青方補助8号線整備事業 延長L=160m	町	
		町道江ノ浜8号線整備事業 延長L=700m W=3.0m	町	
		町道相河七目越線整備事業 延長L=50m	町	
		若松越トンネル補修事業 L=302m	町	
	橋りょう	橋りょう長寿命化修繕事業 305橋	町	
		林道鬼ヶ原線改良事業	町	
	(3)林道	林道佐ノ原線改良事業	町	
	(6)電気通信施設等 情報化のための施設 防災行政用無線施設 テレビジョン放送等難 視聴地区解消事業 その他の情報化のた めの施設 その他	防災行政無線同報系デジタル化整備事業	町	
		総合行政システム機器更改事業	町	
		地域イントラネット光ケーブル巡視点検等業務委託事業	町	
		無線LAN施設維持・管理事業	町	
		イントラネット通信機器リプレイス事業	町	

事業計画(平成28年度～令和2年度)

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
交通通信体系の整備 情報化及び地域間交 流の促進	(11)過疎地域自立 促進特別事業	公共交通空白地解消事業 目的 ・海上交通から陸上交通への転換を目指した交通体系再編をはじめとして、長期的かつ総合的な交通体系を整備することにより、交通機関のない地区での安全な旅客運行と児童生徒の通学に寄与する。 内容 ・大平～若松間、宿ノ浦～若松間を毎日7便、ジャンボタクシーによるデマンド運行を行なうとともに、須崎や佐尾、石司地区等、公共交通空白地におけるデマンドタクシーによる運行補助を行う。 効果 ・予約による最低限の運行を行うことにより無駄を省き事業効果を上げる。 高齢化の進展により私的交通手段を持たない方の移動手段の確保と町営船を利用していた児童生徒の安定した通学手段を確保する。	町	
		島の往来活性化事業 目的 ・将来にわたって生活できる島を目指し、離島生活を制約している離島航路の改善に向けた一つの方策として、離島航路運賃の助成を行い、不利条件の緩和及び交流人口の増加を図ることを目的とする。 内容 ・島の往来活性化事業として、次のとおり往来を活性化し、交流推進する。 ①交流の促進 ・官学相互協力による交流事業。修学旅行の誘致、文化スポーツによる交流事業。 ②輸送コストの支援 ・対象品目として指定された地元産品及び特産品（戦略産品）の移出、戦略産品の原材料等の移入などの輸送経費に対して直接補助を行う。 効果 ・本土並みの交通料金に近づけることにより、輸送経費に係る不利条件の緩和や、交流人口の増加が図られ、経済・流通の活性化が見込まれる。また、地元出身者が気軽に帰省できるようになり、特に高齢化の進んだ地域においては、地域の活性化と地域に元気を取り戻す。	町	
		ふるさと情報発信事業 目的 ・平成18年度から運用開始した新上五島町ポータルサイトに係る運用及び機器保守に関する事業。新上五島町ポータルサイトは、ICT利活用と地域資源を最大に活用し、新上五島町の地域の活性化を目的としている。 内容 ・ICTと地域資源を最大に活用し、新上五島町の観光情報や特産品の販売や行政サービスの情報発信を行い、交流人口の増加や特産品の販売拡大につなげる。また住民サービスの拡充を促進し、地域の活性化を図る。 効果 ・ポータルサイトのアクセス数は運用開始から年々増加しており、一定の効果がみられる。また特産品販売もリピーターが増加傾向にあり、島内消費の低迷により落ち込んでいる地域経済の浮揚策につなげる。	町	

事業計画(平成28年度～令和2年度)

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
交通通信体系の整備 情報化及び地域間交 流の促進	(11)過疎地域自立 促進特別事業	地域情報ネットワーク推進事業 目的 ・新上五島町内に整備した地域イントラ網に係るネットワーク保守に関する事業。地域イントラネットは、町内端々まで整備されており、行政サービス等の情報を住民が共有し、地域の活性化につなげることを目的としている。 内容 ・町内に整備された地域イントラ網で、住民が行政サービスなどの情報を共有している。また、整備した光ファイバ網の一部を電器通信事業者等に開放することで住民サービスを図るとともに、支障樹木等による情報網の断絶を防ぐために伐採を行うなど適正な管理を行う。 効果 ・町内各公共施設が光ファイバで接続されていることで、住民サービスの充実につながっている。郵便局でも各種証明書の交付や病院などの医事システムのネットワーク、また光ファイバの一部を携帯電話や無線LANのネットワークの一部に利用しており、地域イントラネットが過疎地域における情報通信分野の格差解消に寄与している。	町	
		EV・ITS実配備促進事業 目的 ・電気自動車（EV）と高度道路交通システム（ITS）を使った未来型ドライブ観光モデルを構築し、観光振興による交流人口の拡大等、地域活性化につなげることを目標として設置した協議会に運営費を補助し、効果的な事業の推進を図る。 内容 ・協議会の運営費のうち、通信機器（DSRCビーコン）や急速充電器の保守費用や電気代、広告宣伝に係る費用を補助する。 効果 ・現状では収入源がないため協議会単独での運営は難しいが、運営費を補助し事業内容を充実させることにより、広告や情報提供料などでの収入が見込まれ、将来の自立運営に向けた事業の存続が期待できる。	町	
		新上五島町外国人観光客誘致推進事業 目的 ・外国からの送客を行った旅行会社などに対して宿泊を伴うことを条件として渡航費用の一部を助成することにより、潜在的な外国人観光客の獲得を図り、交流人口の増加を図る。 内容 ・旅行会社やツアーオペレーターに対し、新上五島への送客を目的とし宿泊を伴う旅行商品に係るツアー造成経費に1泊1名につき3,000円を助成する。 効果 ・積極的な誘致活動を展開することが可能となり、今後の海外交流人口の拡大及び地域経済の活性化が図られる。	町	
		高齢者割引バス補助事業 目的 ・高齢化社会への対応策として、住み慣れた地域で安心安全な暮らしの実現のため公共交通機関の一層の移動円滑化の促進と地域活性化を図るために要する経費に対し補助金を交付する。 内容 ・高齢者割引バス購入者の購入額の三分の一に相当する額を補助する。（バスの種類は有効期間（1年分、4ヶ月分等）ごとに設定する。） 効果 ・公共交通機関利用の促進が図られることにより、高齢者の移動円滑化が図られるとともに、高齢者の社会参加に寄与し、地域の活性化が図られる。	バス事業者	

事業計画(平成28年度～令和2年度)

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
交通通信体系の整備 情報化及び地域間交 流の促進	(11)過疎地域自立 促進特別事業	航路・空路運賃低廉化事業 目的 ・ 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に 関する特別措置法に基づく 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用して 実施する「国境離島航路・航空路運賃軽減事業」に対する補助金。 内容 ・ 航路運賃及び空路運賃低廉化事業分として、県が作る協議会に負担金を支出する。	町	
		高等学校生徒遠距離通学補助事業 目的 ・ 少子化が著しい本町が抱える島独特の教育環境の現状を踏まえ、小中高及び 地域が連携したふさと教育の推進を図るとともに、高等学校にバス通学を している。保護者に対して通学費補助金を交付し、子育て支援対策の拡充を 図る。 内容 ・ 補助対象者は「町内高等学校に在籍する者で、新上五島町に住所を有する者」 とし、学期定期券の購入費用から1ヶ月当たり7,000円を保護者が負担し、 その額を越えた額を町が補助する。	町	
		保育所通園費補助事業 目的 ・ 人口減少・職員数の減少に伴い、保育所の統廃合が進む中で、休所または廃所 した保育所等にかかる児童・園児の通院に要する交通費の一部を助成する。 内容 ・ 通園のために交通機関を利用し、その運賃等を負担することを常例としている 場合は、要保育児童が通園した当該月の日数に係る運賃相当額を助成する。 ・ 通園のために自家用自動車等の使用を常例としている場合は、その通園距離が 片道5キロメートル未満は月額2,000円、5キロメートル以上は月額4,100円を 助成する。	町	
		幼稚園通園費補助事業 目的 ・ 遠方の幼稚園に通園する保護者に対し、通遠距離に応じた補助金を支給し、 子育て支援対策の拡充を図る。 内容 ・ 定期券料金については全額、自家用車利用については距離に応じ、月額 2,000円から7,300円の範囲で支給する。	町	
		公設民営船舶に係る離島航路安定化負担金 目的 ・ 離島航路の安定化を図るため、公設民営船舶に係る定期検査費用を町が負担す る。 内容 ・ 5年に1度の法定定期検査の実施。	町	
	(12)その他	バス待合所建設事業	町	
		道路台帳補正事業	町	
		地積測量図作成業務委託事業	町	
		県営事業負担金（道路）	県	
		県営事業負担金（港湾）	県	

4 生活環境の整備

(1) 水道、污水处理施設等の整備

①水道施設等の整備

【現状と問題点】

現在、簡易水道の普及率は、ほぼ100%に近い状況にあるが、生活様式の多様化に伴う水需要の増加と、水道管の老朽化に起因する漏水等が課題となっています。

また、地理的、地形的な要因から施設の維持管理のうえで給水コストが高い現状にあります。そのため、長期的展望にたった、給水コストの削減に向けた施策の実施が必要になっています。

現代の高まる健康志向の中で、高度な水質基準を保つため、ダムの水質改善や浄水施設の整備が求められています。

水道施設の概要

(平成22年 2月計画数値)

地区名	簡易水道名	給水区域	計画給水人口(人)	1日最大給水量(m ³)
若 松	若松島地区	若松、神部、樫ノ口、土井ノ浦、里ノ浦、大平、西神ノ浦、日島、有福東、有福西、漁生浦、筒ノ浦、堤、滝ヶ原、石司、間伏、鶴ノ瀬、榊ノ浦、月ノ浦	5,000	1,620
	若松東部地区	桐、古里、築地、白魚、宿ノ浦、笛吹、中ノ浦、榑ノ木、荒川、郷ノ首、高仏	2,160	760
上 五 島	青方地区	元浜、本町、新町、港町、汐見町、天神東、天神西、大曾、相河、船崎、跡次、折島	5,000	1,800
	上五島北部地区	北町、南町、内方、口方、網上、冷水	2,300	800
	上五島南部地区	小浜、三本松、続、浜ノ浦、猪ノ浦、道士井、真手ノ浦、三日ノ浦、今里、飯ノ瀬戸、青木、焼崎	1,327	460
	佐野原・桂山地区飲料水供給施設	佐野原、桂山	52	15
新 魚 目	新魚目南部地区	浦桑、榎津、丸尾、似首、大浦、小串、上小串、立串、上立串の一部、曾根、曾根一、曾根二	4,560	1,810
	新魚目北部地区	小瀬良、上立串の一部、大水、大瀬良、江袋、赤波江、仲知、一本松、竹谷、米山、津和崎	650	254
有 川	有川地区	中筋、船津、浜、上有川、高崎、西原、茂串、蛤	4,950	1,960
	崎浦地区	赤尾、友住、江ノ浜、頭島、深浦	640	210
	小河原地区	小河原	600	90
	太田地区	太田	750	215
	東浦地区	鯛ノ浦、中野、奥浦、七目、阿瀬津、大瀬良、広谷、赤井窄	1,800	740
	東神ノ浦地区	東神ノ浦、佐野原、船隠	700	118
奈 良 尾	奈良尾地区	先小路、庚申山、田中、宮田、小奈良尾、高井旅、福見、中山、岩瀬浦1区、岩瀬浦2区、浜串、須崎、佐尾	2,423	1,159

【対策】

水の安定供給を図るために、老朽施設の統廃合及び配管布設替え等を推進し漏水対策を図ります。また、高度な水質基準を維持していくために、引き続き水道施設の維持・補修を行い、安心・安全な水道水の供給を行っていくとともに給水コストの削減を図って行きます。

②汚水処理施設の整備

【現状と問題点】

汚水処理人口普及率は、平成26年度末において25.7%となっており、し尿処理事業については、汚泥再生処理センターにおいてし尿の適正処理を行い、処理過程で発生するメタンガスの有効活用と汚泥をコンポスト化し、農地への還元を図っています。

【対策】

汚水処理については、「汚水処理施設整備構想」を策定しており、個別処理区域については合併処理浄化槽整備補助金で対応し、集合処理区域については地域に適した汚水処理施設を整備するための検討を行います。

③一般廃棄物処理施設等の整備

【現状と問題点】

ごみ処理事業については、ごみ焼却施設、リサイクルプラザ、最終処分場及び破碎処理センターなどの運営により適正に処理を行なっていますが、ごみ処理に関する国の排出基準等は、これからも益々厳しくなると予想されます。

今後、施設を維持していくためには、高度処理技術や最新の処理システムの導入など、新たな対応も必要になってくると思われます。

しかし、環境問題に対する取組みは、もはや世界的なものとして捉える必要があり、住民一人ひとりがごみの減量化及び再資源化の意識を高め、資源循環型社会を目指していく必要があります。

また、町を囲む海岸線の漂着ごみの増加が問題になっています。

【対策】

ごみ処理については、ごみ減量のためごみに対する住民意識の高揚を図り

- (1)「Refuse (リフーズ) : 「断る (家庭にごみになるものを持ち込まない)」
- (2)「Reduce (リデュース) : 「減らす (ものを大切にし、ごみとして出さない)」
- (3)「Reuse (リユース) : 「再使用する、(そのままの形で再使用する)」
- (4)「Recycle (リサイクル) : 「再生利用する、(再び資源化して再生利用する)」

この4R運動の実践を目指し、地球環境にやさしい町づくりを推進します。

更に厳しくなるとされるごみ処理に対する排出基準等に対応していくために、施設の維持補修はもちろんのこと、施設の高度化や新しいシステムの導入等を図る

とともに、町の美しい景観を維持していくためのごみの不法投棄根絶と増え続ける海岸線の漂着ごみ対策を推進していきます。

(2) 消防・救急施設・防災体制の整備

【現状と問題点】

現在の常備消防体制は、本署、若松支署、北魚目分遣隊の3箇所に消防車、救急車を配備し、各種災害に対応しています。非常備の消防団には、56分団、約920名の消防団員が在籍し、各分団に消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車等を配備し、常備消防との連携により地域住民の生命と財産の保守に努めていますが、過疎化による新入団員の減少、団員の高齢化への対応が今後の課題になっています。

また、現在、自主防災組織の組織化を推進していますが、組織率が依然として低い状態であり、育成を含め、更なる取組みが必要です。

その他、本町は平地が少なく傾斜地に住宅が多いことから災害が発生しやすい地域構造になっており、住民生活の安心・安全を確保するために自然災害や急傾斜地対策が必要になっています。

消防団員数及び消防施設

(平成27年12月1日現在)

分 団 数	定 員	防火水槽	消 火 栓
56	1,000	284	1,004

【対策】

複雑・多様化する災害等に対応するために、消防車両や防火水槽、防災行政無線の更新等の消防・防災設備の計画的な整備充実を図ります。

また、消防職員、消防団員の資質向上のために団員の訓練や研修の充実を図っていくとともに、防災用道路の整備促進、災害危険箇所や避難場所の周知徹底による住民の防災意識の向上と地域防災力の充実強化に向け、自主防災組織の育成に取り組みます。

自然災害防止のために、治山事業、砂防ダム事業、急傾斜地崩壊対策事業及び河川の整備事業を実施し災害防止に努めます。

(3) 住環境の整備

【現状と問題点】

現在、地域活力の減退と人口減少が深刻な問題となっている中、若年層の定住促進やU・J・Iターンによる定住人口の拡大等の対策が求められ、その受け皿として、住宅環境の整備と対応が急務になっています。とくに老朽化の進んだ需要の高い住宅団地については建て替えと、生活様式の多様化や高齢者に対応できる住宅整備や団地の造成が望まれています。

また、高齢者・障害者用バリアフリーによる住宅の普及や住環境の利便性向上をはじめ、快適性・安全性の確保、街並景観、新エネルギー活用にも配慮した住宅の

整備をするとともに、住民の心を癒す公園や広場、緑地の整備を計画的に進めていく必要があります。

高齢化が急速に進む中で、高齢者や子ども等の交通弱者の事故が増加しているため、現在実施している交通安全啓発活動に加え、事故を未然に防ぐための道路環境や交通安全施設の整備が必要になっています。

公営住宅数の現況

(平成27年9月現在)

区 分	若松地区	上五島地区	新魚目地区	有川地区	奈良尾地区
公 営 住 宅	6 団地	5 団地	1 団地	3 団地	1 7 団地
	7 棟	1 4 棟	3 棟	1 6 棟	2 3 棟

(建設課確認)

【対策】

時代の変化と若者定住等の政策・施策に対応した快適な住環境の整備に努め、高齢者や障害者にやさしい住宅の建設を図っていきます。

また、老朽化した住宅の計画的な建て替えや改築、住宅団地の造成や公園整備を行い住環境の安全性・快適性を確保していきます。

新上五島町エコアイランドビジョンに基づき、太陽光発電システム等エコエネルギーの普及に努めます。

児童生徒や高齢者を対象とした交通安全教室をはじめ、交通安全思想の普及のために交通安全啓発や広報を継続的に行いながら、事故防止のための交通危険箇所の改善や歩道の整備、道路標識の設置等交通安全対策に計画的に取り組めます。

事業計画(平成28年度～令和2年度)

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
生活環境の整備	(1) 水道施設 簡易水道	上五島北部地区簡易水道基幹改良事業	町	
		奈良尾地区統合簡易水道整備事業	町	
	(1) 水道施設 簡易水道	若松島地区簡易水道基幹改良事業 配水管布設替工 L=11,564m、電気計装設備工 1式	町	
		有川地区統合簡易水道整備事業 送配水管布設替工L=6,293m、配水池築造工1式、電気計装設備工1式	町	
		崎浦地区簡易水道基幹改良事業 導送配水管布設替工 L=9,783m、配水池附属配管替工 1式、電気計装設備工 1式	町	
		青方地区簡易水道基幹改良事業 導水ポンプ設備工 1式、導送配水管布設替工 1式、電気計装設備工 1式	町	
		(2) 汚水処理施設 その他	町	
		(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	町	
	(4) 火葬場	一般廃棄物収集運搬車両購入事業	町	
		リサイクルプラザ設備等整備事業	町	
		最終処分場施設整備事業 (最終処分場整地用バックホー購入事業)	町	
		上五島火葬場改修事業	町	
	(5) 消防施設	消防詰所格納庫建設事業	町	
		防火水槽新設事業	町	
		消火栓用具格納箱等購入事業	町	
		消防救急自動車購入事業	町	
		小型動力ポンプ付積載車購入事業	町	
		消防ポンプ自動車購入事業	町	
		消防緊急通信指令システム中間整備事業	町	
		消火栓新設事業	町	
	(6) 公営住宅	つつじが丘団地建替事業	町	
	(7) 過疎地域自立 促進特別事業	新上五島町老朽危険空き家除去費補助事業 目的 ・近年の人口減少及び世帯の減少により管理不全となった放置空家屋について 台風時の崩壊、青少年犯罪の予防、シロアリ被害など近隣居住者や歩行者への 危険を回避するとともに町民の安全と安心を確保する。 内容 ・老朽化した危険な家屋の除去費の1/2を補助する。 効果 ・放置された老朽危険家屋を除去することにより、近隣住民の安全、安心が確保 される。	町	

事業計画(平成28年度～令和2年度)

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
生活環境の整備	(7)過疎地域自立促進特別事業	消防団員安全装備整備事業 目的 ・自然災害時等において最前線で活動する消防団員は、地域防災活動の一翼を担っているだけでなく、各地域に設置される分団は、地域コミュニティの維持に非常に大きな役割を果たしている。そのため、活動環境を整備することで、消防団の維持と地域における防災体制の強化を図る。 内容 ・現在団員が使用している装備品の中には、合併前の旧町時代から使用されているものも多いため、段階的に更新し活動環境を改善する。	町	
		普通住宅解体事業 目的 ・老朽化し、使用に耐えない普通住宅の解体を年次計画により実施し、近隣住民への環境整備を図ると共に普通財産の適正管理を図る。 内容 ・平成31年度3棟(60㎡+60㎡+50㎡=170㎡) 170㎡×37,000円≒6,300,000円	町	
		教員住宅解体事業 目的 ・建築後30～40年経過している住宅が多く老朽化が著しい。計画的に解体を行い、近隣住民への環境整備を図ると共に財産の適正管理を図る。 内容 ・毎年度、2戸の住宅解体を予定	町	
	(8)その他	漁生ヶ浦地区急傾斜地崩壊対策事業	町	
		交通安全施設整備事業 道路反射鏡、区画線、防護柵設置等	町	
		公園整備事業	町	
		新上五島町都市公園整備事業	町	
		普通河川宮川整備事業 延長L=200m	町	
		普通河川宇戸川整備事業 延長L=40m	町	
		佐野原地区排水路整備事業 延長L=100m	町	
		自然公園等総合整備県営事業負担金	町	
		福祉のまちづくり(やさしいまちづくり)事業	町	

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

【現状と問題点】

本町の人口は、表 1 に示すとおり年々減少を続けており、65 歳以上の高齢者人口は、平成 22 年国政調査時は 7,382 人で、高齢者比率は 33.4% に達し、この傾向は今後ますます進むと思われます。

生産年齢人口については、長引く景気低迷や雇用環境の悪化等による労働力の島外流失や少子化等の影響から依然として減少しており、高齢化社会が進む中でコミュニティ機能の維持も含め地域社会の在り方を根底から見直さざるを得ない時期にきています。

年齢 3 区分別の人口推移

区 分	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
総 数	36,005	32,123	29,845	27,559	25,039	22,074
年少人口 (0～14 歳)	8,707	6,946	5,689	4,721	3,714	2,743
生産年齢人口 (15～64 歳)	22,813	19,903	17,972	15,957	13,893	11,949
老年人口 (65 歳以上)	4,485	5,274	6,184	6,881	7,432	7,382
生産年齢人口比率	63.4%	62.0%	60.2%	57.9%	55.5%	54.1%
高齢者比率	12.5%	16.4%	20.7%	25.0%	29.7%	33.4%

(国勢調査資料より)

また、近年の少子化と高齢化、また核家族化の進行は、高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯の急増となって現れており、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域包括ケアシステムの構築が喫緊の課題となっています。

平成 26 年度の介護保険法等の改正に伴い、新しい介護予防・日常生活支援総合事業が創設され、町が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体に参画していただき、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを構築していきます。そのために、各日常生活圏域（旧町）ごとに生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し、地域住民の意見をお聞きしながら、必要な時に必要なサービスが受けられるような支援体制づくりを目指します。

福祉施設については、養護老人ホーム（定員 50 名）、生活支援ハウス（定員 20 名）、介護付有料老人ホーム（定員 20 名）、特別養護老人ホーム 5（定員 195 名）、老人保健施設 2（定員 160 名）の他、グループホーム 5、小規模多機能ホーム 3 が整備されています。施設サービスは満床状態ではありますが、すでに高齢者（65 歳以上）の人口はピークを迎えており、これ以上の施設整備の必要性はないと考えられます。

老人ホーム及び老人保健施設の現状

(平成 28 年 1 月現在)

施設名	特別養護老人ホーム	養護老人ホーム	老人保健施設	生活支援ハウス	グループホーム
設置数	5	1	2	1	5
定 員	1 9 5	5 0	1 6 0	2 0	9 0
入居者数	1 9 5	5 0	1 6 0	2 0	9 0
管理者	民間事業者	民間事業者	民間事業者	町	民間事業者

また、平成 1 8 年度に開設した直営の地域包括支援センターでは、地域の高齢者に対し、在宅福祉サービス等、介護保険サービス以外についても支援を行っています。支援内容は関係者とのネットワーク構築、ネットワークを通じた実態把握、サービスに関する情報提供等の相談支援を行っています。

今後は、新しい介護予防事業・日常生活支援総合事業を積極的に推進する中で、要介護になるおそれのある高齢者に対する集団指導事業への参加呼びかけ、元気な高齢者を対象とした閉じこもりや認知症の予防、地域におけるデイサービスや転倒予防教室の普及・支援を引き続き進めていく必要があります。

また、高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加する中で、住み慣れた地域や家庭において健康で生きがいを持ち、安心して生活できるよう、買い物支援や見守りネットワーク等の地域での助け合い・支え合いの地域包括ケアシステムの構築を進めて参ります。

【対策】

介護保険事業の円滑な推進に努め、各種福祉サービスの周知を徹底するとともに複雑・多様化する高齢者ニーズに迅速かつ的確に対応するために、地域包括支援センターを中心として、保健・医療・福祉等の様々な課題に対して地域における総合的なマネジメントを担い、課題を解決できるよう関係機関との連携を強化し、地域全体で高齢者を見守り・支援するネットワークを整備します。

また、介護予防事業を推進するとともに、高齢者の生きがいづくりと健康づくりのために地域ミニ・デイサービスと転倒予防教室の普及拡大と継続支援を行います。

さらには高齢者のための様々な生涯学習について情報提供を行い、生きがい学習としての環境の整備を図るとともに、高齢者の経験や知識・技能を活かすシルバー人材センターの P R や活性化を支援していきます。

(2) 児童・障害者等の保健・福祉の向上及び増進を図るための対策

①次世代育成支援及び子ども・子育て支援対策に基づく施策の推進

【現状と問題点】

近年、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境は、大きく変化しています。特に本町では、少子化の進行が著しく、島の今後を担う世代の流出が続いています。また、核家族化の進行や地域コミュニティの希薄化は、子育て世帯の孤立化、子育てに対する不安や負担感の増加など、子育て世帯を取り巻く環境に大きな影響を及ぼしています。

このような状況の中で、一人ひとりの子どもが健やかに成長できるように、乳幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童対策の推進、地域での子育て支援の充実を図ることが急務となっています。

0～5 歳児数の推移

(各年 3 月 31 日現在)

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
児童数	808 人	790 人	750 人	689 人	667 人

保育所数の現況

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

区 分	設 置 数	定 員	入所児童数
認定こども園	1 か所	40 人	25 人
公立保育所	3 か所	140 人	95 人
私立保育所	6 か所	230 人	233 人
へき地保育所	2 か所	80 人	13 人

※休園している保育所は除く

【対策】

子育て支援センターを中心に児童館等と連携を図り、子育てサポーターなどのボランティア支援や地域全体での子育て支援に取り組めます。

教育・保育施設の維持を図り、子育て世帯の多様なニーズに対応できる体制を確保していきます。

子ども達の疾病や事故の予防及び早期発見・治療を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健診等を充実させます。

療育支援としては、こども発達センターを中心とし、病院、保育所、幼稚園、学校等と連携しながら、子ども達が日常生活や地域社会に対応できる体制を確保します。

②障害者基本計画に基づく施策の推進

【現状と問題点】

本町においては身体障害者や知的障害者に精神障害者を含めた障害者数は増加傾向にあり、しかも障害の重度化・重複化のほか、障害者の高齢化とともに、その家族の高齢化も進んでいます。

このような中、心身障害の早期発見や早期療育に努め、母子保健対策等の充実を図るとともに、障害のある方が地域において自立し、安心して生活を送ることが出来るよう障害者福祉計画に基づいた基盤整備を進めるとともに、福祉の増進については、福祉医療費制度により医療費負担の一部軽減を実施しています。

また、障害者の経済的自立を促すためには、その人の適性と能力に応じた雇用の場に就くことが障害者自身の自立や社会参加のためにも欠かせないことですが、障害者の雇用率は未だ低く、障害者を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

しかし、障害者は、社会的に多くのハンディキャップを負いながらも社会参加を望んでいることから、「障害の有無にかかわらず、地域社会で普通に生活できる」というノーマライゼーションの理念の下、地域社会の一員として共に暮らせる環境づくりが必要になっています。

【対策】

心身障害の早期発見や早期療育のため、母子保健対策の充実に努めます。

また、地域において障害者が自立した生活を営むためには、各種障害福祉サービスの基盤整備に加え、障害者本人がサービスを選択し利用することが必要であるため、相談支援体制の充実・強化を図ります。

さらに、行政を中心とした地域社会全体が障害及び障害のある人に対する理解を深めることが重要であるため、今後地域社会における障害者福祉活動の支援を積極的に行っていきます。

事業計画(平成28年度～令和2年度)

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(4) 認定こども園	認定こども園若松保育所建設事業	町	
	(8) 過疎地域自立促進特別事業	地域福祉活動事業 目的 ・町内でも過疎化が進んでいる北部地域（津和崎地区・仲地地区）において、乳児から高齢者までが集う場を開設し、「生きがい事業」、「児童保育事業」を併せて実施することにより、高齢者及び児童の福祉の増進を図る。 内容 ・地域と利用者との交流を図りながら、生きがい活動事業（デイサービス）や預り保育事業を行う。 効果 ・過疎化による児童や園児数の減少により、幼稚園や小学校が廃園、廃校になり住民の元気が失われた地域において、世代間交流により高齢者の生きがいづくりと子育て支援を同時に行うことにより、地域に活力を取り戻します。	町	
		高齢者見守りネットワーク事業 目的 ・独居老人等の生活不安を解消するため、緊急時の連絡先を登録する福祉電話のレンタル助成を行い、併せて関係機関等による見守りネットワークを構築し、その維持運営に対して補助を実施する。 内容 ・福祉電話のレンタル料金を助成する。 回線使用料 月1,680円 配線使用料 月63円 機器使用料 月 180円 ・ネットワーク関係機関及び団体への活動費を助成 効果 ・急速な高齢化及び核家族化の進行により、高齢者の一人暮らしや高齢者夫婦等の世帯が増加しており、コミュニティ機能の維持も困難になりつつあります。 このような中、福祉団体やボランティア活動の支え合い（共助）と地域住民の助け合い（互助）による見守りで地域福祉の向上を目指し過疎化の防止に努めます。	地域	
		新上五島町買い物支援事業 目的 ・高齢化が進む中地域によっては日用品等の販売店がないため買い物弱者を支援する。 内容 ・登録された発注者から受注者が電話による注文を受け発注者の自宅まで商品を届け、併せて安否確認を行う。 ・配達手数料300円のうち町が200円の支援を行う。 効果 ・日常生活の利便性向上が図られ、併せて安否確認を行うことにより「安心・安全なまちづくり」の形成が図られる。	町	
		乳幼児・こども医療費無料化事業 目的 ・中学校卒業までの子どもの保護者の経済的負担を軽減し、医療の受診機会の確保を通じて、子どもの健康保持と健全な育成を図り、併せて若年層の流出の抑制を図る。 内容 ・0歳から就学前（6歳まで）の乳幼児及び中学校卒業までのこどもの通院・入院等にかかる医療費を実質的に無料化する。福祉医療における助成対象外となる一部負担金について、別途助成を行うことで、最終的な自己負担を0円とする。	町	
	(9) その他	温水プール大規模改修事業	町	

6 医療の確保

(1) 緊急医療体制の整備

【現状と問題点】

本土との交通体系が整備されてきたとはいえ、医療の安定的な確保は離島地域における最重要課題の一つであり、特に重度疾患に対応する救急医療体制については、町内病院で対応出来ない重症患者、あるいは緊急の特別な治療を要する患者は、ヘリコプターを利用して本土病院へ搬送する救急患者搬送システムにより対応しているのが現状です。

また、離島での地域医療を支えるために本土から離島へ多くの医師が派遣されていますが、船が唯一の交通手段で、移動に時間がかかる上、運航ダイヤにも限りがあります。そのため、移動時間の大幅な短縮等を目的として、ヘリコプターによる医師の移動を長崎離島医師搬送システム（NIMAS）にて行っています。

【対策】

救急患者搬送システムの効率化及び、離島医師搬送システムの有効利用を図るため、病院、行政機関、消防との連携を強化するとともに、基幹病院を中核とした診療所等の情報ネットワークを構築し、遠隔システムを導入するなど、救急医療体制の充実に努めます。

(2) 医師の確保及び特定診療科に係る医療確保対策

【現状と問題点】

現在、本町には長崎県病院企業団が所管する病院1と附属診療所2、町立診療所11、民間眼科診療所1、歯科診療所12があります。

なかでも長崎県病院企業団の上五島病院、有川医療センター、奈良尾医療センターは本町の中核として大きな役割を担っており、地域医療の安定に努めていますが、今後も医療サービスの向上のための施策を講じていかなくてはなりません。

特に、上五島病院は基幹病院として地域住民の要望を十分に反映させ、医療活動を充実させた高度医療センターとしての機能を展開させていく必要があります。

近年、遠隔地医療システム導入等の医療の高度情報化は、本土病院の専門医とのコミュニケーションを容易にし、患者への迅速な対応が行われるなど、離島医療を大きく変えています。このような中、医師をはじめ医療従事者の確保が困難となる一方、少子高齢化の進展、疾病構造の変化、医学の進歩等による医療を取り巻く環境の変化を踏まえ、県や関係病院と連携し医師をはじめ医療従事者の確保を図らなければなりません。

へき地医療における各診療所については、定期的に出張診療が行われ、へき地医療に大きく貢献していますが、中には老朽化のため、建て替えや設備の更新が必要な診療所もあり、早急な対策が必要となっています。

医療機関の現況

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

施設名	公立病院	町立診療所	民間診療所（うち眼科診療所）	歯科診療所
施設数	3 (附属診療所を含む)	1 1	1	1 2
医師数	2 7	3	1	1 2
病床数	1 8 6	0		

【対策】

国立病院機構等の高度医療機関と長崎県病院企業団病院間の有機的な連携を図り、診療科目の充実や専門医師、看護師の確保に努め、近代的な医療機器の導入及び理学療法、機能回復訓練等の機能を充実して総合医療機関としての質の高い医療と在宅医療を提供できるよう努めるとともに、医療再編に伴う住民負担の軽減に努めます。

(3) 健康増進対策

【現状と問題点】

本町は、生活習慣病やがんの罹患率が県内でも高く、今後、高齢化や過疎化が進む中においても、患者数は一定程度見込まれ、また寝たきりなど介護予防が必要な方の増加も予想されます。

働き盛りの世代の中には、「健康には自信がある」「忙しくて病院に行くことができない」等様々な理由により、健診を含め医療機関を受診することが遅れ、重症化して疾病が発見されるケースが見受けられます。

島内の公共交通機関が限られるため、日々の生活は自家用車による移動が多く、日常的な体を動かす活動の低下が見られます。また、安全に利用できるスポーツ施設等も少なく、全町的には運動量が低い傾向にあります。

【対策】

生活習慣病の予防や重症化予防、がんの早期発見・早期治療につなげるため、特定健診・各種がん検診の受診率を高めていきます。保健師・栄養士による特定健診後の保健指導やがん検診後の要精密者の未受診者フォローを充実させるとともに住民のニーズに即した保健事業を行い町民の健康維持に努めていきます。

事業計画(平成28年度～令和2年度)

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
医療の確保	(1)診療施設 診療所	若松診療所医療機器整備事業	町	
		新魚目診療所医療機器整備事業	町	
		榎津診療所医療機器整備事業	町	
		若松歯科診療所医療機器整備事業	町	
		新魚目診療所施設整備事業	町	
		榎津診療所施設整備事業	町	
		若松診療所医師住宅整備事業	町	
	(3)過疎地域自立 促進特別事業	医師確保対策特別事業 目的 ・慢性的に不足している上五島病院の医師確保対策として、医師の赴任時の必要経費及び本土への帰省旅費等を助成する。 内容 ・赴任時必要経費及び帰省に要する経費を助成する。 効果 ・本土に比べ敬遠されがちな離島医療の現場に医師を確保し、できる限り本土と変わらぬ医療を提供することにより、町民の健康と安全を守り、安心して生活できる環境を整備することにより、人口の定住化を図る。	町	
		人工透析患者遠距離交通費助成事業 目的 ・医療再編に伴い負担が増加している遠方地区から人工透析を受療している者の交通費の一部を補助して経済負担の軽減を図る。 内容 ・通院往復距離に応じて助成する。 距離 30km以上50km未満 350円/回 距離 50km以上 700円/回 効果 ・医療再編に伴い発生する通院にかかる交通費の新たな経済的負担が軽減される。	町	
		人工透析患者送迎サービス車運行事業 目的 ・じん臓の機能の障害により人工透析受療者に対して、通院等のための送迎サービスを行うことにより、身体的及び経済的負担を軽減し、人工透析患者の福祉の増進を図ることを目的とする。 内容 ・人工透析患者を送迎する車両を運行（社会福祉協議会へ委託）する。 ●運行路線 ・奈良尾方面～上五島病院 ・津和崎方面～有川医療センター	町	

事業計画(平成28年度～令和2年度)

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
医療の確保	(3)過疎地域自立 促進特別事業	入院介護者等交通費助成事業 目的 ・医療再編による医療センター及び診療所の無床化に伴い、病床を設置している唯一の医療機関である上五島病院に入院する患者の介護者に対して、無料乗車券を発行し、介護者の経済的負担を軽減することを目的とする。 内容 ・無床化となった有川医療センター、奈良尾医療センター、若松診療所、新魚目診療所の所在地から長崎県上五島病院までの無料乗車券を、上五島病院への入院患者の介護者に対して発行する。 効果 ・医療再編計画により発生することとなる住民の経済的負担を軽減することにより入院患者の介護にかかる負担を軽減し、住民福祉の向上が図られる。		
		健康づくり推進事業 目的 ・生活習慣病の予防や介護予防、その他健康づくりに関する正しい知識の普及を図るとともに、壮年期からの健康の保持、増進について認識と自覚の高揚を図ることを目的とする。 内容 ・胃がん検診、エコー検診等の各種健診について、集団検診や個別健診の機会を設けて、病気の早期発見、早期治療に努めるとともに、栄養や運動等に関する保健指導や健康管理に関する正しい知識の普及を行う。 効果 ・病気の早期発見、早期治療に資するとともに、生活習慣病予防など健康管理に対する住民意識の向上が図られ、住民が健康で過ごすことにより地域の活性化に資するほか、医療費の抑制につなげることができる。	町	
		しまの周産期医療特別対策事業 目的 ・人口減少が著しい本町においては、分娩数も減少していることから、産科医の確保など周産期医療体制の維持が困難になってきている。特に分娩数が県下で最も少ない上五島医療圏において産科医師の確保が難しくなり、島内で出産できる体制の維持が危機的な状況であるため、県と連携し、分娩体制の構築を支援する。 内容 ・上五島病院における産科常勤医減に伴う分娩体制の構築・維持のために増嵩する費用について、長崎県しまの周産期特別対策事業補助金を除いた額(補助基準額の1/4に相当する額)を町から長崎県病院企業団への負担金として拠出するもの。	町	

7 教育の振興

(1) 学校教育の充実

①幼児教育

【現状と問題点】

本町は、過疎化による地域人口の減少と、出生率の低下による園児数の減少に伴い、定員や幼稚園教諭の適正配置及び統廃合等の見直しを行い、現在、幼児教育機関として、公立幼稚園を3園設置しています。

また、近年は、幼児教育の重要性もますます高まり、幼稚園が幼児の心豊かな人間形成を培う場として注目されているため、生き生きと活動できる教育環境を整備し、幼児の創造性や個性を重視した教育内容の充実及び小学校との連携教育が強く求められています。そこで、平成27年度から3年保育を取り入れ、住民のニーズに応えられるようにしています。

施設については随時補修等を行い整備されていますが、中には老朽化した施設も残っており、計画的に整備する必要があります。

幼稚園数の現況

(平成27年5月1日現在)

区 分	設 置 数	定 員	入所者数	教諭・保育士数
幼 稚 園	3	150人	91人	10人

【対策】

幼児期の特性や幼児の個性を踏まえた学習環境の充実を図るため、計画的な職員研修を実施して、職員の資質及び指導力の向上に努めるとともに、新設された認定こども園や保育所等との連携を視野に入れた統廃合を検討します。

また、老朽化した施設を改修するなど、幼児教育の環境整備を推進していきます。

②義務教育

【現状と問題点】

学校教育は、児童生徒が心身共に健康で人間性豊かな人格形成を図ることが重要です。一方で、新しい時代に即応する教育内容、指導方法が求められ、それに合わせて教職員の資質・指導力の向上が求められています。

本町の義務教育施設は、平成27年4月現在、11校の小学校と6校の中学校が設置されています。児童生徒数が最も多かった昭和30年代をピークに、過疎化の進行に合わせて児童生徒数も減少傾向となっていました。近年ますますその傾向は強くなってきています。

このため、各小学校・中学校では、教育水準の維持向上と教育の効率面から、統廃合問題が生じるようになり、地域の深い理解と協力を得て教育環境の向上を目的に小規模学校から順次統廃合が進められてきました。

今後も引き続き学校の統廃合問題については、児童生徒数の減少に対応した学校運営の在り方を検討していくとともに、通学の利便性、受入体制、地元の意向調整

を図りながら、「新上五島町立中学校・小学校・幼稚園適正配置に関する計画書」に沿って、慎重かつ積極的に推進する必要があります。

また、昨今は、青少年にかかる様々な問題が発生し、それが、深刻な社会問題となっています。価値観が多様化し、少子化が進行する中で、地域住民間の連帯意識の希薄化やインターネット等による性に関する情報の氾濫、家庭の教育力の低下、親子関係の崩壊などは、青少年の人格形成に多大な影響を及ぼしています。

そこで、児童生徒の安全な余暇利用の充実と豊かな心を育む教育活動を推進していくためには、学校における指導はもとより、家庭と地域が一体となって更なる連携を深めていくことが、必要となっています。

さらに、国際化や情報化社会が進展する中で、外国語指導助手を活用し、外国語習得を推進することが必要です。また、コンピューターやインターネットを活用し、情報社会に主体的に対応できる「情報活用能力」を育成するとともに、多様化する教育環境に対応して、学校におけるＩＣＴ環境整備を推進することが求められています。

小・中学校の現況

(平成 27 年 5 月 1 日現在)

区 分	施 設 数	学 級 数	児 童 数	教職員数
小学校	11	66	907人	125人
中学校	6	30	579人	89人

【対策】

過疎化による児童生徒数の推移に対応した学校の再編成を図り、教育水準を維持向上させるため、通学体制の利便性の確保及び、年次計画に沿った各教育施設の整備促進を図るとともに、国際感覚の習得や情報化社会に対応した基礎知識を身につけるため、外国語指導助手を活用した外国語学教育や教育の情報化に対応したＩＣＴの環境整備に努めます。

また、地域に根ざしたふるさと体験学習や環境学習、高齢者との交流、地域ボランティア活動等への参加を通して、郷土への理解や愛郷心を深め、豊かな心と個性を伸ばす教育の充実を推進します。

いじめや児童虐待等の問題にも対応するため、学校、家庭、地域のネットワークを構築し、いじめの防止及び早期発見に努めるとともに、児童生徒や保護者への相談活動・指導体制の充実を図っていきます。

(2) 公立小中学校の統合整備等教育施設の整備

【現状と問題点】

学校施設の整備については、今後も児童生徒数の減少傾向が予想されることから、その推移に対応した再配置を図り、余裕教室の増加に伴う教室の有効利用が課題となっています。

また、老朽化した校舎や体育施設も多く、大規模災害発生時の避難・収容場所としての機能も確保する必要があり、早急な対策を迫られているため、年次的に耐力

度調査・耐震診断を実施し、耐震化率は、平成26年度末を以って100%を達成しました。

さらに、学校の統廃合による遊休施設の有効活用や包括的な学校教育環境の整備が急務となっています。

学校給食施設については、教育環境の適正化を図るためにも、平成17年度から町内全域において給食の実施を行ってきました。近年、既存施設の改修・改築を積極的に推進するとともに、学校給食の充実と効率的な業務環境の整備が必要となっています。

教職員住宅については、積極的に建設促進された結果、ほぼ全域で充足状態にあります。中には老朽化し、また駐車場の確保ができていないなど不便をきたしている住宅もあり、快適性・利便性を考慮した早急な改修が必要となっています。

【対策】

老朽化した施設や設備等の早期改修及び余裕教室の有効利用促進に努め、児童生徒の教育環境の向上を目指します。

さらに、教育環境の適正化を図るためにも、施設や設備等の長寿命化を見据えた改修を積極的に推進します。

老朽化した教職員住宅の計画的な改修、改築を推進し、教職員の快適な住環境を確保します。また、老朽化が著しく居住に適さない施設については、安全性を考慮し計画的に解体を行っていきます。

(3) 社会教育の充実及び生涯学習の振興

【現状と問題点】

個人の価値観の多様化や高度情報化、少子高齢化などの進行により、町民の学習要求や形態が多様化しており、そのニーズに応じた学習機会の提供が求められているとともに、多様な労働環境にある就労世代の学習、交流の場の提供、地域教育力の向上を目指す取り組みなど学習環境の充実が求められています。

本町においては、各地区の公民館を中心に各種講座の開催、サークル活動への支援、体験交流学习などに取り組んでいますが、地域社会の変化や学習需要の拡大に応じ、幅広い年齢の人々に学ぶことができる学習機会の提供に努め、町民が共に育て、共に育つ生涯教育の形成を図ることが必要です。

集会施設の現況

(平成27年5月1日現在)

区 分	公民館	公民館分館	地区集会所
箇 所 数	5	8	100

【対策】

生涯学習の拠点としての公民館を機能維持・充実し、学んだことを活かせる場を提供し、生涯学習ボランティアの育成に努めます。

自主的に学び、学んだことを活かし、課題解決のために学習する生涯学習システ

ムを構築していくとともに、ライフステージに応じた子どもから高齢者までの生涯学習プログラムの提供に努めます。

行政内部の社会教育情報を共有し、連携して施策を推進するとともに、大学等の高等教育機関と連携した社会教育事業の展開に取り組み、学習機会の拡大・整備に努め、住民の学習活動推進を図っていきます。

図書館活動では、町内図書館ネットワーク活用と、読書ボランティア協力のもと町民の読書活動を積極的に支援していくとともに、町民が利用しやすい図書館づくりを進めていきます。

(4) 地域スポーツ活動の推進

【現状と問題点】

生涯を通じたスポーツ・レクリエーションは、誰もがそれぞれの体力や年齢、技術、趣味、目的に応じて、いつでも、どこでも、誰でも、いつまでもスポーツやレクリエーションに親しむもので、生きがいを育む地域づくりに大きな意義を有しています。

本町では、これまで各種スポーツ大会や講座、交流事業などに取り組み、その普及に努めてきましたが、近年の少子高齢化の進行をはじめとする地域社会の変化は、町民の生活様式にも変化をもたらし、身体的機能を低下させるとともに、精神的ストレスを増大させるなど心身に大きな影響を与えています。

このような現代社会における生涯スポーツ・レクリエーションの意義は、以前にも増して重要となっており、町民一人ひとりの生涯にわたる生きがいや健康づくりに必要不可欠です。

これからも各種スポーツ大会などの内容の充実・参加促進に努めるとともに、健康・福祉分野との連携により健康づくりの意識の高揚を図るなど、町民のライフステージやニーズに対応した機会の提供と環境整備を図ることが必要です。

スポーツ施設の現況

区 分	箇所数	内 容
総合体育館	3	新魚目・有川・奈良尾総合体育館
地区体育館	18(6) ()は休館	若松地区7(3)、上五島地区2(1)、奈良尾地区4(2) 有川地区3、新魚目地区2
柔 道 場	2	新魚目・有川総合体育館内
剣 道 場	2	新魚目・有川総合体育館内
卓 球 場	4	新魚目・有川・奈良尾総合体育館内、岩瀬浦体育館内
運動場広場	11	若松地区1、上五島地区1、新魚目地区2、有川地区2、奈良尾地区5
陸上競技場	2	若松総合運動公園 400mトラック 有川運動公園 300mトラック
町民プール	5(1) ()は休止	(若松、有川、奈良尾)地区各1、新魚目地区2 奈良尾プール(休止)

温水プール	1	2 5 m水泳プール、流水、幼児用、ジャグジー
ゲートボール場	3	新魚目地区2、有川地区1
テニス場	4	有川（4面）、新魚目（2面）、若松（2面）、奈良尾（1面）
野 球 場	2	若松総合運動公園内、有川運動公園内

【対策】

健康づくりの意識の高揚を図り、日頃からスポーツに親しみ実践する機会を提供するため、福祉や医療など各関係機関等と連携を取りながら、教室や講習会等を開催し、日常的にスポーツ活動に取り組める環境づくりを推進します。

競技スポーツにおける競技力向上と選手強化のための事業を開催しながら、自らが主体となって活動する団体・グループの育成を図ります。

超高齢社会に対応するため、スポーツによる健康づくりを推進して行く上で、各地域に運動を実践する場を確保することは重要なことです。また、交通アクセスも十分でないことから、社会体育施設や学校開放施設の有効活用のため、老朽施設の改修と類似施設の廃止を含め、適正配置を行っていきます。

事業計画(平成28年度～令和2年度)

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
教育の振興	(1)学校教育関連施設 校舎	若松東小学校校舎大規模改造事業	町	
		旧若松小学校解体工事事業	町	
		小学校施設整備事業	町	
		中学校施設整備事業	町	
	屋内運動場	若松東小学校体育館大規模改造事業	町	
		魚目小学校体育館大規模改造事業	町	
		今里小学校体育館大規模改造事業	町	
	屋外運動場	中学校運動場改修事業	町	
	教職員住宅	教員住宅解体事業	町	
	その他	教育用パソコン等更新事業	町	
		若松中学校法面落石防止対策事業	町	
		スクールバス更新事業	町	
	体育施設	有川総合体育館大規模改造事業	町	
		新魚目総合体育館大規模改造事業	町	
	図書館	図書購入事業	町	
	(4)過疎地域自立 促進特別事業	学校施設等長寿命化計画策定事業 目的 ・児童生徒が安全・安心に学校生活が送れるよう、施設環境を維持管理するため、老朽化の進む学校施設の現状と課題を把握し、これまでの対処療法的な事後保全から計画的な予防保全へと維持管理手法を転換することで、建物の機能や設備を良好な状態に保つとともに、長寿命化により財政負担の縮減や平準化を図り、使用年数を延ばすことを目的に、学校施設等の長寿命化計画を策定する。 内容 ・学校施設において専門家による老朽化実態調査を行い、長寿命化計画を策定する。	町	

8 地域文化の振興等

(1) 文化芸術による地域振興策

①文化に触れ、参加するまちづくりの推進

【現状と問題点】

本町には、地域の風土にあった伝統文化が祖先から継承され、現代に生きる私たちの精神文化の基礎となっています。生活の中で生まれた伝統文化には、過去の思想や生活様式がうかがわれ、これらの伝統文化は、まちの歴史を理解するための貴重な財産となっています。

私達は、伝統文化を保護・保存し地域文化の発展に努め、新たな創造を模索する必要があると思います。

また、町内には縄文・弥生時代の遺跡や古墳群、日本遺産の構成文化財である遣唐使船史跡、平家塚など太古からの歴史を思い起こさせる文化財も数多く残っています、さらには五島神楽（国指定無形民俗文化財）、祇園祭、みんかけなど地域に残る伝統芸能が今に伝えられています。

しかし、過疎化や少子・高齢化の進行とともに人々の価値観も多様化し、それぞれの地域に伝わる祭りや郷土芸能などの中には後継者不足などの問題から保存、継承が難しくなりつつあるものもあります。

近年、ゆとりの生活志向で余暇時間の有効利用により文化や芸術等に対する町民の関心は年々高まりを見せはじめ、芸術文化活動組織である文化協会が主体となって、石油備蓄記念会館や地域福祉センター、地区公民館を中心に演奏会や発表会等の様々な文化活動が数多く行われています。

今後は、郷土学習や伝統芸能活動を促進することにより、町民が伝統文化に接する機会を拡大させ、豊かな文化を感じとり、現代と共存するまちづくりを目指す必要があります。

【対策】

文化協会や伝統芸能保存会等を中心に町民が芸術・文化に接する機会を拡大し、意識や関心の高揚に努め、公民館、文化会館等の芸術・文化活動の拠点施設の利用を促進し、指導者やリーダーの育成に努めながら、地域における新たな文化発掘を推進していきます。

②文化財の保存・活用

【現状と問題点】

日本遺産の構成文化財をはじめ、町内に点在する史跡等の文化財は、町の歴史を物語る貴重な史料となっていますが、劣化・破損が著しいものも見受けられ、これらの修復等を行いながら、次の世代に引き継ぐことが求められています。

また、島には国指定重要文化財の青砂ヶ浦教会や頭ヶ島教会（指定名は天主堂）をはじめとして29の教会があり、頭ヶ島教会を含む「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」をユネスコの世界文化遺産へ登録しようとする運動が活発に展開されています。

【対策】

町内の歴史や文化財の調査・研究を行い、その価値を明らかにするとともに、適切な保存、活用を行います。

事業計画（平成 28 年度～令和 2 年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	社会教育施設整備事業	町	
地域文化の振興等	(3) その他	文化・芸術振興事業	町	

9 集落の整備

(1) 集落の維持・活性化

【現状と問題点】

本町の地形は、全般に細長く急峻な山々が連なり、海岸線は複雑に入り組んでいて、変化に富んだ地形になっています。平地は、海岸沿いにわずかに広がっているだけで非常に乏しい状況です。

そのため集落の形態は、地理的条件から入江に多く形成され、古くから漁業を中心とする生活が営まれて来ました。

戦後、我が国の社会情勢の急激な変化は、地方の人口流出による過疎化、高齢化現象を生み、これまでの伝統的な集落機能であった相互扶助等の意識が低下しつつあります。このように集落が散在した状況での行政推進は、中心市街地への交通アクセスの整備や防災、医療、教育等の生活環境の整備面でも非常に効率が悪く立ち遅れるなど、厳しい現状にあります。

このようなことから、必然と集落の再構築を図る必要に迫られ、昭和 45 年に「過疎地域対策緊急措置法」が制定されたことを機に、若松地域で 6 地区（50 世帯、251 人）、上五島地域で 3 地区（64 世帯、226 人）、有川地域で 2 地区（7 世帯、25 人）の小規模集落において集落再編整備事業により集落移転が行われました。

平成 27 年 4 月 1 日現在、町内には 10 世帯以下の小規模集落が 14 地区あり、20 世帯以下の集落になると 22 地区あります。

また、65 歳以上の高齢者が住民の 50 % 以上を占める、いわゆる限界集落と呼ばれる地区が 31 地区あり、総人口の 36.4 % 以上が 65 歳以上になっています。

少子化等による人口減少、高齢化、価値観の多様化などにより、人と人とのつながりが希薄になっている中、本町においても過疎化等により小規模集落が増加傾向にあり、生活扶助機能の低下、森林の荒廃、耕作放棄地の増大や有害鳥獣被害の増加など安心・安全に関わる問題が深刻化していきます。

しかしながら、地域住民にとっては、少しでも長く住み慣れた地域で生活した

いという思いがあるとともに、集落が存在することで自然景観や環境が維持され、集落独自の文化や歴史を継承するなど重要な役割を担っています。

そのため、ともにつながる参加と協働のまちづくりを目指し、集落の自立を促すとともに集落間の連携体制を構築することが必要であり、少子高齢化社会におけるまちづくりには、幅広い分野での相互扶助の立場にたった共生社会の実現に向けた取組みが重要であります。

【対策】

便利で安全な住民生活と円滑な経済活動の確保や集落間相互の連携強化を図るため、生活道路や交通・通信体系の整備などにより地域的不均衡をなくすとともに、若年層の移住・定住の促進を図ります。

本町は多くの点在する集落を抱えていることから、高齢者の安否確認や通院、買い物など日常生活を送るうえでの不安の解消や支援及び相談体制の充実を図ります。

また、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という意識の醸成を図るとともに、高齢化・人口減少が顕著な集落への直接的支援や集落維持のための新たな助成制度など地域の将来に向けて特色ある地域づくりを推進していきます。

さらには、集落間の連携による地域づくりや集落独自の伝統文化や伝統芸能などを継承する担い手の確保や育成など、幅広い分野での相互扶助の立場にたったとともにつながる参加と協働のまちづくりを推進していきます。

事業計画(平成28年度～令和2年度)

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
集落の整備	(2) 過疎地域自立 促進特別事業	新上五島町地域活動支援事業補助金 目的 ・協働のまちづくりを進めるために、町民による自主的な地域づくりの活動に対して補助を行い、自治会活動の活性化と過疎化と高齢化により疲弊した地域に元気と活力を取り戻し、自治会活動の基本となる公民館の運営等に対して補助を実施する。 内容 ・自治会や町に登録済みの地域づくり推進団体が、地域において自主的に行う地域づくりに大きな効果が期待できる自治活動事業に要する経費について補助1事業上限10万円、補助率は4/5以内。 ・老人会、婦人会、青年団等が様々な活動を行っている自治会所有の公民館について、老朽化や新たな活動を実施するために施設の修繕等を行う場合、事業費の1/2以内、最大で400万円を上限として補助を行う。 効果 ・過疎化による人口減少と、少子・高齢化により元気のなくなりがちな地域において、地域を盛り上げるイベントを地域住民が自ら企画・立案して開催することにより、地域力を高めるとともに地域住民の団結力や郷土愛を育み、地域の活性化を進めることができる。	地域	

事業計画(平成28年度～令和2年度) 過疎地域自立促進特別事業分

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
産業の振興	(9)過疎地域自立促進特別事業	農業振興奨励事業 目的 ・地場農産品の生産強化を図り、安全で安心な地元の農産物を地元で消費する「地産地消」の振興を図るとともに、給食センター等の大口消費先と連携するなど、安定供給体制づくりに努める。また農産物被害の予防のため有害鳥獣を捕獲、防除するとともに、その有効活用を図る。 優良な雌牛を導入することにより、繁殖雌牛群の整備をし、品質の向上と子牛価格の安定化と経営の安定化を図る。 内容 ・販売農家育成対策事業 (近代化施設等整備、農産物出荷奨励、生産組織活動助成) ・荒廃農地復元対策事業 (作付拡大対策、景観作物導入) ・有害鳥獣防除対策事業 (被害防止対策、狩猟免許取得推進対策) ・畜産農家経営安定化対策事業 (家畜防疫対策、優良雌牛導入、流通対策、子牛価格生産安定特別対策、子牛生産奨励補助、共進会出品補助、家畜の共催加入奨励、経営規模拡大支援) 効果 ・農家に対し経費の一部を助成することで経営が安定し生産意欲を向上させる。また直売所や給食センターへの出荷により「地産地消」が推進され、地元消費者に新鮮で安全・安心な農畜産物の供給体制を構築する。	町	
		水産業振興奨励事業 目的 ・水産業に係る共同利用施設の整備、漁業者の経営負担軽減等、水産業の発展に資する事業を推進し、水産業の振興を図る。 内容 ・漁協等が実施する国・県の補助事業の上乗せ補助、資源増殖、漁場回復、経営の近代化、加工振興等水産業に係る幅広い事業について、事業費の1/2～1/10の範囲で助成する。 効果 ・過疎により高齢化が進んだ漁家に対し、漁業近代化資金の利子補給や漁船保険の一部助成を行うことで経営の安定化を図り、安定化により若年者の漁業への就業意欲を促進させるとともに、財政的に厳しい漁協に対して施設整備や種苗放流等の助成を行うことにより、安定した雇用の場と資源の増大とを図りながら町民の定住化を目指す。	町	
		漁業就業者確保育成総合対策事業 目的 ・漁業就業者の減少に対応し、漁村活力の維持を図るため、新規就業者の確保育成を推進する。 内容 ①漁船リース事業 漁協が漁船を購入し、新規漁業就業者にリースするにあたり、漁船購入費の一部を補助する。 ②技術習得支援事業 新規漁業就業者に対し、研修期間中の生活費の補助を行う。 ③就業確保支援事業 新規漁業就業者の研修受け入れ先へ補助する。 効果 ・水産業は本町の基幹産業であるが、漁業就業者の担い手の減少や高齢化が深刻な問題となっているが、新規漁業就業者への技術指導・研修体制の整備及び独立時の漁船導入の支援を行うことにより、将来の漁業担い手としての育成強化が図られ、水産業の持続的な漁業生産が確保される。 ・水産業に係る共同利用施設の整備、漁業者の経営負担軽減等、水産業の発展に資する事業を推進し、水産業の振興を図る。	町	

事業計画(平成28年度～令和2年度) 過疎地域自立促進特別事業分

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
産業の振興	(9)過疎地域自立促進特別事業	農山漁村地域整備交付金事業 地域水産物供給基盤機能保全委託事業 目的 ・水産業の健全な発展と水産物の安定供給を図るため整備してきた漁港施設は近年老朽化が進んでいる。水産基盤機能の保全を行うため、計画的に施設の長寿命化を図ると共に、更新コストの平準化・縮減を図るため、機能保全計画を策定する。 内容 ・町が管理する漁港22漁港のうち、18漁港について調査点検を行い、漁港施設の状況を把握し機能保全計画を策定する。 効果 ・老朽化が進む漁港施設の管理について、延命措置や予防措置を計画的に行うことにより、施設更新に係る費用を低減し、施設の長寿命化が図られる。	町	
		うどん産業育成事業 目的 ・五島手延うどんを全国レベルの特産品にするために、製造工場の衛生管理とうどん商品全体の品質向上を目指す。 内容 ・長崎県五島手延うどん振興協議会において実施している、うどんの品質向上のための認証制度の確立と五島うどんの知名度アップのための施策。 効果 ・五島手延うどんは2007年に地域団体商標に登録されるなど、知名度が向上し生産量も増加の傾向にあります。それに伴い消費者の目も厳しくなり更なる品質の向上が求められています。町としても過疎化が進む島を救う起爆剤としてうどん産業の更なる発展とそれによる雇用の増大を期待しています。	町	
		物産展参加団体出店促進事業 目的 ・島外で開催される物産展に多くの地元業者の参加を促進させ、新上五島の魅力を「食」通じて島外に強く発信することにより「来島者」の獲得を目指す。 内容 ・対象は町の特産品や地場産品を用いた商品を製造・販売等を営む個人及び団体がグループを形成して物産展に参加する場合の旅費の1/2を助成する。 効果 ・離島という地理的不利地域にある町の業者が、島外の物産展を通じて町の魅力を発信することにより、産業の活性化だけでなく新上五島の知名度を上げて来島者を増やすことにより、過疎化による人口減少や、雇用の減少による労働力人口の流出により衰退している町の活性化に寄与する。	町	

事業計画(平成28年度～令和2年度) 過疎地域自立促進特別事業分

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
産業の振興	(9)過疎地域自立促進特別事業	“四季を味わう上五島”推進事業 目的 ・地域の魅力を高め、集客へと繋げるため、地域資源を活用したイベントの開催や観光客が教会群を体感できる観光地づくりを進める。 内容 ・実行委員会が行う、教会巡礼ワゴンの運行助成、上五島教会めぐりウォーク&クルーズの開催、チャーチウィークin上五島教会コンサートの開催、ガイド育成、観光キャンペーン等の実施、上五島「白砂の芸術祭」の開催、ほたるまつりの実施、情報発信の実施、伝統芸能の情報発信・誘客事業への補助。 効果 ・地域資源を活用した、魅力的なプログラムの造成に努め、各イベントへの島外観光客の誘客により、交流人口の拡大及び地域の活性化が図られている。 また、各種媒体とのタイアップや観光キャンペーン等開催を通じた島外への情報発信により、観光客の誘客を促進している。	実行委員会	
		地域イベント活性化事業 目的 ・新上五島町イベント助成指針に沿って、イベント開催団体が地域と連携・協力しながら地域の活性化につながるイベントに係る経費について助成を行う。 内容 ・町内の地域づくり団体等が開催する夏祭り等のイベントに対して助成を行う。助成は予算の範囲内とし上限は事業費の1/2とする。 効果 ・合併前より旧町単位で行われてきたイベントについては、それぞれの地域の活性化に欠かすことのできないイベントであり、高齢化や少子化に加えて長引く不況で元気をなくしかけている地域住民に活力を与える。	実行委員会	
		トライアスロンin上五島大会交流事業 目的 ・1990年に旧奈良尾町が町興し事業の一環として始めたトライアスロンも今年で21回目の開催となり、町観光の発展と地域の活性化に寄与しています。運営も住民ボランティアが行う地域密着型のイベントとして定着しています。地域の活力維持のためにも必要な事業です。 内容 ・遠くは東京・大阪から100名弱のアスリートが参加している。実行委員会に対して事業費の1/2を上限に補助する。 効果 ・住民主体で行っているイベントであることから、過疎化により疲弊している地域の活力維持と、交流人口の増加に寄与している。	実行委員会	
		辻発彦杯少年野球大会交流事業 目的 ・スポーツを通して健全で明朗な人間力豊かな人材の育成と体位体力の向上スポーツの振興・発展を目指し、試合経験が少ない町内中学校の野球部に町内外の中学校との対外試合の機会等を与え、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現に努めることを目的とする。 内容 ・辻発彦氏の母校である中学校等に参加を依頼し、同年代の同じ競技に親しむ生徒達との交流と親睦を図る。 効果 ・本大会を継続、拡大・充実することにより、さらなる交流人口の増大を図る。	実行委員会	

事業計画(平成28年度～令和2年度) 過疎地域自立促進特別事業分

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
産業の振興	(9)過疎地域自立促進特別事業	創業支援事業 目的 ・町内で創業する者を積極的に支援し、雇用の創出を図ることで地域に活力を与え経済の活性化を図る。 内容 ・新規創業又は第二創業に要する初期投資の費用に対する補助する 新規創業支援事業 ・新規創業等で対象労働者を雇用した人数に対する奨励金を支給する事業 ・新規創業時の人材研修費に係る費用に対する補助事業 ・地域資源を活用した事業及び特産品の開発等に係る事業 効果 ・過疎化により地域が疲弊するなかで、地域資源を活用した新たな特産品を開発することにより、地域の活性化と地域力の向上を目指す。 ・水産業や土木建設業が衰退する中で、新たな分野での新規起業の立ち上げを助成することにより、新たな雇用を生み出し人口流出を防止する。	町	
		つばき産業育成事業 目的 ・しまの「椿」を産業として活用する為に、全町的な事業展開を図り、上五島に新たな産業を興し、就業機会の拡充と地域経済の活性化を目指します。 内容 ・沿道つばき林の整備や、つばき苗木の配布や実の採取を奨励してつばきの実の採取量増大をめざしつつ、椿油の販売促進や、つばきの専門家を養成するカメラアソムリエを展開し、五島列島＝つばきの島という認知度を上げる。 効果 ・つばき製品の生産拡大を図り、上五島に新たな産業として定着させることにより、過疎化が進む島の地域力向上を図りながら、住民と行政が一体となり、つばきによる島の観光及び産業の振興と、活性化に活かしていく。	町	
		燃油高騰対策事業 目的 ・重油や軽油、ガソリン等燃油価格の高騰が、基幹産業である水産業の生産コストや輸送コストを押し上げ、多大な悪影響を及ぼしていることから、燃油の支援を実施し、コスト削減による漁家経営の安定を図る。 内容 ・平成22年度から高止まりとなっている燃油のうち、町内の事業所で供給を受ける漁業者が使用するA重油と軽油に対し1ℓあたり10円を支援する。 効果 ・コスト削減により、漁業所得を増加させるとともに、漁業就業者の維持と漁業従事者の雇用を確保する。	町	
		特産品PR強化事業（510列島まつり運営負担金事業） 目的 ・町内製造業及び小売業者の生産額は年々減少していることから、特産品の販売増を目指して、本町の特産品を県内外はもとより、全国へ広く知ってもらうためのPR強化を行い、地場産業の活性化を図る。 内容 ・百貨店販売、屋外物産展、飲食店フェア、五島うどん地獄炊きCM製作、TVスポット放送等、町特産品の広域的な宣伝活動を実施する。 効果 ・五島への関心度、認知度を高めることにより、町内製造業者や特産品販売事業者の販売増につながり、地場産業の活性化が図られる。	町	

事業計画(平成28年度～令和2年度) 過疎地域自立促進特別事業分

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
産業の振興	(9)過疎地域自立促進特別事業	パートナーシップ協定事業 目的 ・際コーポレーション(株)所有の店舗やマスコミ関係者等への影響力を活用した、観光・物産などの情報発信事業を推進していく。 内容 ①情報発信事業(町内情報、情報発信ツールの制作) ②日本列島酒場「上五島」事業(店内プロモーション、物流システムの検討) ③飲食店フェア(五島うどん等を使用、販促ツールの制作) ④地域資源磨き上げ事業(特産品テスト販売、賞品開発等)	町	
		水産業施設撤去・解体事業 目的 ・老朽化により危険な状態となっている浮桟橋を解体・撤去し、水産業者及び近隣住民の危険を回避し、安全と安心を確保する。 内容 ・老朽化により危険な状態となっている浮桟橋の解体工事を行う。	町	
		若者新規就労支援事業 目的 ・本町においては、少子高齢化による人口減少が著しく、また、島内の高校卒業後、卒業生の大半は進学・就職で島を離れるため、生産年齢人口は減少し続けることから、町内での就労を積極的に推進し、人口減少に歯止めをかけ、産業の活性化を図る。 内容 ・町内で新規就労した40歳未満の若者を対象に、通算36月の就労実績を満たした場合、10万円を助成する。 ・上記の若者のうち、日本学生支援機構又は地方公共団体が設置する奨学金を返還する者については、返還金額の全額を、36月分・年間20万円を限度に助成する。	町	
		カンコロ製造補助事業 目的 ・カンコロの安定的な供給を行うため、生産者等に対して補助を行うことにより、生産者の確保、生産意欲の向上、遊休荒廃農地の解消、特産品の安定的な製造、農業の振興、活性化に寄与する。 内容 ・かんしょ生産者に1kg当たり50円補助 ・カンコロ製造事業者に1kg当たり200円補助	町	

事業計画(平成28年度～令和2年度) 過疎地域自立促進特別事業分

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
交通通信体系の整備 情報化及び地域間交 流の促進	(11)過疎地域自立 促進特別事業	公共交通空白地解消事業 目的 ・海上交通から陸上交通への転換を目指した交通体系再編をはじめとして、長期的かつ総合的な交通体系を整備することにより、交通機関のない地区での安全な旅客運行と児童生徒の通学に寄与する。 内容 ・大平～若松間、宿ノ浦～若松間を毎日7便、ジャンボタクシーによるデマンド運行を行うとともに、須崎や佐尾、石司地区等、公共交通空白地におけるデマンドタクシーによる運行補助を行う。 効果 ・予約による最低限の運行を行うことにより無駄を省き事業効果を上げる。 高齢化の進展により私的交通手段を持たない方の移動手段の確保と町営船を利用していた児童生徒の安定した通学手段を確保する。	町	
		島の往来活性化事業 目的 ・将来にわたって生活できる島を目指し、離島生活を制約している離島航路の改善に向けた一つの方策として、離島航路運賃の助成を行い、不利条件の緩和及び交流人口の増加を図ることを目的とする。 内容 ・島の往来活性化事業として、次のとおり往来を活性化し、交流推進する。 ①往来の促進 ・上五島と本土を結ぶ主要航路の車両航送運賃を土曜・日曜・祝祭日の割引を行う。 ②交流の促進 ・官学相互協力による交流事業。・修学旅行の誘致、文化スポーツによる交流事業を行う。 ③輸送コストの支援 ・対象品目として指定された地元産品及び特産品（戦略産品）の移出、戦略産品の原材料等の移入などの輸送経費に対して直接補助を行う。 効果 ・本土並みの交通料金に近づけることにより、輸送経費に係る不利条件の緩和や、交流人口の増加が図られ、経済・流通の活性化が見込まれる。 また、地元出身者が気軽に帰省できるようになり、特に高齢化の進んだ地域においては、地域の活性化と地域に元気を取り戻す。	町	
		ふるさと情報発信事業 目的 ・平成18年度から運用開始した新上五島町ポータルサイトに係る運用及び機器保守に関する事業。新上五島町ポータルサイトは、ICT利用と地域資源を最大に活用し、新上五島町の地域の活性化を目的としている。 内容 ・ICTと地域資源を最大に活用し、新上五島町の観光情報や特産品の販売や行政サービスの情報発信を行い、交流人口の増加や特産品の販売拡大につなげる。また住民サービスの拡充を促進し、地域の活性化を図る。 効果 ・ポータルサイトのアクセス数は運用開始から年々増加しており、一定の効果がみられる。また特産品販売もリピーターが増加傾向にあり、島内消費の低迷により落ち込んでいる地域経済の浮揚策につなげる。	町	

事業計画(平成28年度～令和2年度) 過疎地域自立促進特別事業分

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
交通通信体系の整備 情報化及び地域間交 流の促進	(11)過疎地域自立 促進特別事業	地域情報ネットワーク推進事業 目的 ・新上五島町町内に整備した地域イントラ網に係るネットワーク保守に関する事業。地域イントラネットは、町内端々まで整備されており、行政サービス等の情報を住民が共有し、地域の活性化につなげることを目的としている。 内容 ・町内に整備された地域イントラ網で、住民が行政サービスなどの情報を共有している。また、整備した光ファイバー網の一部を電器通信事業者等に開放することで住民サービスを図るとともに、支障樹木等による情報網の断絶を防ぐために伐採を行うなど適正な管理を行う。 効果 ・町内各公共施設が光ファイバで接続されていることで、住民サービスの充実につながっている。郵便局でも各種証明書の交付や病院などの医事システムのネットワーク、また光ファイバーの一部を携帯電話や無線LANのネットワークの一部に利用しており、地域イントラネットが過疎地域における情報通信分野の格差解消に寄与している。	町	
		EV・ITS実設備促進事業 目的 ・電気自動車（EV）と高度道路交通システム（ITS）を使った未来型ドライブ観光モデルを構築し、観光振興による交流人口の拡大等、地域活性化につなげることを目標として設置した協議会に運営費を補助し、効果的な事業の推進を図る。 内容 ・協議会の運営費のうち、通信機器（DSRCビーコン）や急速充電器の保守費用や電気代、広告宣伝に係る費用を補助する。 効果 ・現状では収入源がないため協議会単独での運営は難しいが、運営費を補助し事業内容を充実させることにより、広告や情報提供料などでの収入が見込まれ、将来の自立運営に向けた事業の存続が期待できる。	町	
		新上五島町外国人観光客誘致推進事業 目的 ・外国からの送客を行った旅行会社などに対して宿泊を伴うことを条件として渡航費用の一部を助成することにより、潜在的な外国人観光客の獲得を図り、交流人口の増加を図る。 内容 ・旅行会社やツアーオペレーターに対し、新上五島への送客を目的とし宿泊を伴う旅行商品に係るツアー造成経費に1泊1名につき3,000円を助成する。 効果 ・積極的な誘致活動を展開することが可能となり、今後の海外交流人口の拡大及び地域経済の活性化が図られる。	町	
		高齢者割引バス補助事業 目的 ・高齢化社会への対応策として、住み慣れた地域で安心安全な暮らしの実現のため公共交通機関の一層の移動円滑化の促進と地域活性化を図るために要する経費に対し補助金を交付する。 内容 ・高齢者割引バス購入者の購入額の三分の一に相当する額を補助する。（バスの種類は有効期間（1年分、4ヶ月分等）ごとに設定する。） 効果 ・公共交通機関利用の促進が図られることにより、高齢者の移動円滑化が図られるとともに、高齢者の社会参加に寄与し、地域の活性化が図られる。	バス事業者	

事業計画(平成28年度～令和2年度) 過疎地域自立促進特別事業分

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
交通通信体系の整備 情報化及び地域間交 流の促進	(11)過疎地域自立 促進特別事業	航路・空路運賃低廉化事業 目的 ・有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に 関する特別措置法に基づく特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用して 実施する「国境離島航路・航空路運賃軽減事業」に対する補助金。 内容 ・航路運賃及び空路運賃低廉化事業分として、県が作る協議会に負担金を支出する。	町	
		高等学校生徒遠距離通学補助事業 目的 ・少子化が著しい本町が抱える島独特の教育環境の現状を踏まえ、小中高及び 地域が連携したふさと教育の推進を図るとともに、高等学校にバス通学を している。保護者に対して通学費補助金を交付し、子育て支援対策の拡充を 図る。 内容 ・補助対象者は「町内高等学校に在籍する者で、新上五島町に住所を有する者」 とし、学期定期券の購入費用から1ヶ月当たり7,000円を保護者が負担し、 その額を越えた額を町が補助する。	町	
		保育所通園費補助事業 目的 ・人口減少・職員数の減少に伴い、保育所の統廃合が進む中で、休所または廃所 した保育所等にかかる児童・園児の通園に要する交通費の一部を助成する。 内容 ・通園のために交通機関を利用し、その運賃等を負担することを常例としている 場合は、要保育児童が通園した当該月の日数に係る運賃相当額を助成する。 ・通園のために自家用自動車等の使用を常例としている場合は、その通園距離が 片道5キロメートル未満は月額2,000円、5キロメートル以上は月額4,100円を 助成する。	町	
		幼稚園通園費補助事業 目的 ・遠方の幼稚園に通園する保護者に対し、通園距離に応じた補助金を支給し、 子育て支援対策の拡充を図る。 内容 ・定期券料金については全額、自家用車利用については距離に応じ、月額 2,000円から7,300円の範囲で支給する。	町	
		公設民営船舶に係る離島航路安定化負担金 目的 ・離島航路の安定化を図るため、公設民営船舶に係る定期検査費用を町が負担す る。 内容 ・5年に1度の法定定期検査の実施。	町	

事業計画(平成28年度～令和2年度) 過疎地域自立促進特別事業分

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
生活環境の整備	(8)過疎地域自立促進特別事業	新上五島町老朽危険空き家除去費補助事業 目的 ・近年の人口減少及び世帯の減少により管理不全となった放置空家屋について台風時の崩壊、青少年犯罪の予防、シロアリ被害など近隣居住者や歩行者への危険を回避するとともに町民の安全と安心を確保する。 内容 ・老朽化した危険な家屋の除去費の1/2を補助する。 効果 ・放置された老朽危険家屋を除去することにより、近隣住民の安全、安心が確保される。	町	
		消防団員安全装備整備事業 目的 ・自然災害時等において最前線で活動する消防団員は、地域防災活動の一翼を担っているだけでなく、各地域に設置される分団は、地域コミュニティの維持に非常に大きな役割を果たしている。そのため、活動環境を整備することで、消防団の維持と地域における防災体制の強化を図る。 内容 ・現在団員が使用している装備品の中には、合併前の旧町時代から使用されているものも多いため、段階的に更新し活動環境を改善する。	町	
		普通住宅解体事業 目的 ・老朽化し、使用に耐えない普通住宅の解体を年次計画により実施し、近隣住民への環境整備を図ると共に普通財産の適正管理を図る。 内容 ・平成31年度3棟(60㎡+60㎡+50㎡=170㎡) 170㎡×37,000円≒6,300,000円	町	
		教員住宅解体事業 目的 ・建築後30～40年経過している住宅が多く老朽化が著しい。計画的に解体を行い、近隣住民への環境整備を図ると共に財産の適正管理を図る。 内容 ・毎年度、2戸の住宅解体を予定	町	

事業計画(平成28年度～令和2年度) 過疎地域自立促進特別事業分

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域自立促進特別事業	地域福祉活動事業 目的 ・町内でも過疎化が進んでいる北部地域（津和崎地区・仲地地区）において、乳児から高齢者までが集う場を開設し、「生きがい事業」、「児童保育事業」を併せて実施することにより、高齢者及び児童の福祉の増進を図る。 内容 ・地域と利用者との交流を図りながら、生きがい活動事業（デイサービス）や預り保育事業を行う。 効果 ・過疎化による児童や園児数の減少により、幼稚園や小学校が廃園、廃校になり住民の元気が失われた地域において、世代間交流により高齢者の生きがいづくりと子育て支援を同時に行うことにより、地域に活力を取り戻します。	町	
		高齢者見守りネットワーク事業 目的 ・独居老人等の生活不安を解消するため、緊急時の連絡先を登録する福祉電話のレンタル助成を行い、併せて関係機関等による見守りネットワークを構築し、その維持運営に対して補助を実施する。 内容 ・福祉電話のレンタル料金を助成する。 回線使用料 月1,680円 配線使用料 月63円 機器使用料 月 180円 ・ネットワーク関係機関及び団体への活動費を助成 効果 ・急速な高齢化及び核家族化の進行により、高齢者の一人暮らしや高齢者夫婦等の世帯が増加しており、コミュニティ機能の維持も困難になりつつあります。 このような中、福祉団体やボランティア活動の支え合い（共助）と地域住民の助け合い（互助）による見守りで地域福祉の向上を目指し過疎化の防止に努めます。	地域	
		新上五島町買い物支援事業 目的 ・高齢化が進む中地域によっては日用品等の販売店がないため買い物弱者を支援する。 内容 ・登録された発注者から受注者が電話による注文を受け発注者の自宅まで商品を届け、併せて安否確認を行う。 ・配達手数料200円のうち町が100円の支援を行う。 効果 ・日常生活の利便性向上が図られ、併せて安否確認を行うことにより「安心・安全なまちづくり」の形成が図られる。	町	
		乳幼児・こども医療費無料化事業 目的 ・中学校卒業までの子どもの保護者の経済的負担を軽減し、医療の受診機会の確保を通じて、子どもの健康保持と健全な育成を図り、併せて若年層の流出の抑制を図る。 内容 ・0歳から就学前（6歳まで）の乳幼児及び中学校卒業までのこどもの通院・入院等にかかる医療費を実質的に無料化する。福祉医療における助成対象外となる一部負担金について、別途助成を行うことで、最終的な自己負担を0円とする。	町	

事業計画(平成28年度～令和2年度) 過疎地域自立促進特別事業分

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
医療の確保	(3)過疎地域自立促進特別事業	医師確保対策特別事業 目的 ・慢性的に不足している上五島病院の医師確保対策として、医師の赴任時の必要経費及び本土への帰省旅費等を助成する。 内容 ・赴任時必要経費及び帰省に要する経費を助成する。 効果 ・本土に比べ敬遠されがちな離島医療の現場に医師を確保し、できる限り本土と変わらぬ医療を提供することにより、町民の健康と安全を守り、安心して生活できる環境を整備することにより、人口の定住化を図る。	町	
		人工透析患者遠距離交通費助成事業 目的 ・医療再編に伴い負担が増加している遠方地区から人工透析を受療している者の交通費の一部を補助して経済負担の軽減を図る。 内容 ・通院往復距離に応じて助成する。 距離 30km以上50km未満 350円/回 距離 50km以上 700円/回 効果 ・医療再編に伴い発生する通院にかかる交通費の新たな経済的負担が軽減される。	町	
		人工透析患者送迎サービス車運行事業 目的 ・じん臓の機能の障害により人工透析受療者に対して、通院等のための送迎サービスを行うことにより、身体的及び経済的負担を軽減し、人工透析患者の福祉の増進を図ることを目的とする。 内容 ・人工透析患者を送迎する車両を運行(社会福祉協議会へ委託)する。 ●運行路線 ・奈良尾方面～上五島病院 ・津和崎方面～有川医療センター	町	
		入院介護者等交通費助成事業 目的 ・医療再編による医療センター及び診療所の無床化に伴い、病床を設置している唯一の医療機関である上五島病院に入院する患者の介護者に対して、無料乗車券を発行し、介護者の経済的負担を軽減することを目的とする。 内容 ・無床化となった有川医療センター、奈良尾医療センター、若松診療所、新魚目診療所の所在地から長崎県上五島病院までの無料乗車券を、上五島病院への入院患者の介護者に対して発行する。 効果 ・医療再編計画により発生することとなる住民の経済的負担を軽減することにより入院患者の介護にかかる負担を軽減し、住民福祉の向上が図られる。	町	
		健康づくり推進事業 目的 ・生活習慣病の予防や介護予防、その他健康づくりに関する正しい知識の普及を図るとともに、壮年期からの健康の保持、増進について認識と自覚の高揚を図ることを目的とする。 内容 ・胃がん検診、エコー検診等の各種健診について、集団検診や個別健診の機会を設けて、病気の早期発見、早期治療に努めるとともに、栄養や運動等に関する保健指導や健康管理に関する正しい知識の普及を行う。 効果 ・病気の早期発見、早期治療に資するとともに、生活習慣病予防など健康管理に対する住民意識の向上が図られ、住民が健康で過ごすことにより地域の活性化に資するほか、医療費の抑制につなげることができる。	町	

事業計画(平成28年度～令和2年度) 過疎地域自立促進特別事業分

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
医療の確保	(3)過疎地域自立促進特別事業	しまの周産期医療特別対策事業 目的 - 人口減少が著しい本町においては、分娩数も減少していることから、産科医の確保など周産期医療体制の維持が困難になってきている。特に分娩数が県下で最も少ない上五島医療圏において産科医師の確保が難しくなり、島内で出産できる体制の維持が危機的な状況であるため、県と連携し、分娩体制の構築を支援する。 内容 - 上五島病院における産科常勤医減に伴う分娩体制の構築・維持のために増嵩する費用について、長崎県しまの周産期特別対策事業補助金を覗いた額(補助基準額の1/4に相当する額)を町から長崎県病院企業団への負担金として拠出するもの。	町	
教育の振興	(4)過疎地域自立促進特別事業	学校施設等長寿命化計画策定事業 目的 - 児童生徒が安全・安心に学校生活が送れるよう、施設環境を維持管理するため、老朽化の進む学校施設の現状と課題を把握し、これまでの対処療法的な事後保全から計画的な予防保全へと維持管理手法を転換することで、建物の機能や設備を良好な状態に保つとともに、長寿命化により財政負担の縮減や平準化を図り、使用年数を延ばすことを目的に、学校施設等の長寿命化計画を策定する。 内容 - 学校施設において専門家による老朽化実態調査を行い、長寿命化計画を策定する。	町	
集落の整備	(2)過疎地域自立促進特別事業	新上五島町地域活動支援事業補助金 目的 - 協働のまちづくりを進めるために、町民による自主的な地域づくりの活動に対して補助を行い、自治会活動の活性化と過疎化と高齢化により疲弊した地域に元気と活力を取り戻し、自治会活動の基本となる公民館の運営等に対して補助を実施する。 内容 - 自治会や町に登録済みの地域づくり推進団体が、地域において自主的に行う地域づくりに大きな効果が期待できる自治活動事業に要する経費について補助1事業上限10万円、補助率は4/5以内。 - 老人会、婦人会、青年団等が様々な活動を行っている自治会所有の公民館について、老朽化や新たな活動を実施するために施設の修繕等を行う場合、事業費の1/2以内、最大で400万円を上限として補助を行う。 効果 - 過疎化による人口減少と、少子・高齢化により元気がなくなりがちな地域において、地域を盛り上げるイベントを地域住民が自ら企画・立案して開催することにより、地域力を高めるとともに地域住民の団結力や郷土愛を育み、地域の活性化を進めることができる。	地域	